1 水道局関係分

- (1) 付託事件審査
- ①認定第1号 平成30年度光市水道事業決算について

説 明:宮﨑水道局次長兼業務課長 ~別紙

質 疑

○畠堀委員

1点ほどお伺いします。

今の資料の20ページの先ほど事業費にかかわる事項の中で紹介がありましたが、内容について説明が少しわかりづらかったのでお願いしたいんですが、資産の減耗費が昨年に比べて倍近く大きくふえているということで、内容について紹介いただけたらと思います。

○宮﨑水道局次長兼業務課長

御存じだろうと思いますけれども、資産減耗費というのは、資産を更新して取り除いたりなくしたりするときに、帳簿価格を落とすための費用でございます。30年度、これだけ増加しておりますのは、帳簿価格が多く残っている資産を更新したということでございまして、具体的には日本製鉄さんの取引メーター、それと武田薬品さんの取引メーターの更新を行ったことによりまして、帳簿価格が残存価格が多く残っておりましたので、これだけの費用が増加したということでございます。

○島堀委員

そうすると、大まかな増額の原因というのは資産の除却ということで、減耗度は前年 度に比べて特に変わりないということでよろしいんですか。

○宮﨑水道局次長兼業務課長

除却をするための費用を計上させていただいておりまして、資産の減耗という予算に つきましては、減価償却費で資産の減耗分については年度ごとに計上させていただいて いるということでございます。

○島堀委員

私が勘違いしたのか、先ほど説明の中では、棚卸しのときの資産の減耗ということも この中に入っているというふうな説明があったので、そういった減耗についてはこれま でと同じような水準だったのかというのが今聞きたかったんです。

○宮﨑水道局次長兼業務課長

失礼いたしました。そのとおりでございます。

○河村委員

不用額について、何か明細があるところがありますかね。

○宮﨑水道局次長兼業務課長

参考資料の3ページに、100万円以上の不用額について記載をさせていただいております。内容的には、100万円以上はここに記載しておりますけれども、参考資料の3ページでございます。原水及び浄水費の給料が209万7,000円、配水及び給水費の手当が194万4,000円、総係費の手当が203万4,000円、予備費が113万6,000円、不用額が主なものとしては出ております。

○河村委員

決算書の1ページの支出のほうの水道事業費用とか営業費用であった2,000万円とか というのがあるじゃないですか。その中でも大きなのが、給料とかというのが大きいと いう話はわかりますが、そうでない事業費とか、そういうものについては余りなかった。

○宮﨑水道局次長兼業務課長

収益的明細、26ページからずっと記載をさせていただいておりますけれども、収入費用につきまして多くの科目がございます。科目ごとに予算を組んでおりますが、それぞれ100万円を超える不用額は出ておりませんけれども、かなりの不用額がそれぞれ出ているということでございます。

○河村委員

一応当初想定した工事については、つつがなくできたというふうに解釈していいんですか。

○宮﨑水道局次長兼業務課長

予定しておりました工事については、全て執行をすることができております。 以上でございます。

○河村委員

今、塩田の工事について、一般会計からも繰り入れがあるわけでございますが、要は 水道を設置すると当然料金が発生するので、そういったことについての市との契約とい いますか、協定みたいなものはないんですか。

○宮﨑水道局次長兼業務課長

文書で結んだものというのはございませんけれども、協議の中で、平成30年度行って おります認可にかかった費用並びにポンプの設計業務にかかった費用については、決算 書にも記載をしておりますけれども、繰り入れを全額していただいております。

現在、施設整備を行っておりますけれども、この費用につきましても水道局が借り入

れを行いまして、借り入れ分の元利償還に合わせて、市のほうから繰り入れをいただいているという、書面ではございませんけれども、協議結果として整理をつけているところでございます。

○河村委員

市から繰り入れるということになると、市のほうの立場からすると、税金を投入すると、こういう話になるわけですから、税金を投入する金額、当初の県の申請した工事金額でいくと2億円いくらじゃったですか、実際の工事費は1億円足らずの予定だったと思いますが、そうしたことについて、当然返済をせんにゃいけん、市の立場からするとですよ、どこかで穴埋めをする必要があるので、当然文書で協定するというのはごく普通のことですが、水道局からすれば、それは市のことじゃから、ほれじゃが、そんな文書も交わさずにやるということは、ここでやめようと、あるいは税金を投入することができんと、こう言ったときにはどうするの。

○福島水道事業管理者

紳士であるから協定を結ぶというのが原則でありますが、市との関係の中で過去の例を見てみますと、こういう未給水地域の関係において、要するに水道局ができないので市がやったという例は多くあります。例えば、岩屋、伊保木、これはなかなか費用が相当かかって、水道を引いてくださいという話もありましたが、水道局としては採算がとれないのでお断りしたと。その中で、住民が本当にまとまって、困ったという中で、市が営農飲雑でやったと。その部分については、簡易水道関係の部分については全部水道局の企業債に切りかえておりますが、元利償還につきましては市が繰り入れております。そういう形の中で、塩田の関係についても同等の考え方であるというふうに、我々は捉えておるわけでございます。一方的に打ち切るというようなことはあってはならないことで、市のほうもその考えはないと思いますので、紳士協約的な内容で行っているという次第でございます。

以上です。

○河村委員

最終的には、市のほうのきちっとした整理が要るものだと思いますが、営農飲雑なんかでやったときには、よその事業費を使って管網整備をしたと、そこへ最終的にはつなぎ込んだということなので、今回のやつは管網整備を含めて皆やろうと、こういう話ですから、まるっきり次元が違うんですね。

その中で、他会計ですから、当然協定なしにやるということは難しいことであると思いますし、今までの市のやり方でいけば、例えば2億数千万円かかるという事業費が見込まれれば、当然債務負担行為に入れ込む、あるいはお金をどこかから調達をしてくるという作業が要るわけだと私は思っていますので、そこが市は裕福だから何ぼでもお金があるということでありゃ、それはそれでいいと思いますが、去年の災害の状況を見ても、復旧に対してそんなに余るほどのお金があるようには見受けられませんので、当然

市のほうの姿勢の問題ですから、水道局は受けるほうですから、特段の問題はないという認識だろうとは思いますが、全く違う会計間ですので、これはきちっとした協定書、あるいは契約書が要るんだと私は思っていますので、またそれは違う形で整理をさせていただいたらと思います。

○福島水道事業管理者

水道局に対して、よりよい御指摘をありがとうございます。今後、検討してまいりたいと思います。

以上です。

討 論:なし

採決:全会一致「認定すべきもの」

②認定第108号 平成30年度光市水道事業未処分利益剰余金の処分について

説 明:宮﨑水道局次長兼業務課長 ~別紙

質 疑:なし

計 論:なし

採 決:全会一致「可決すべきもの」

③議案第105号 光市水道企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正 する条例

説 明:宮崎水道局次長兼業務課長 ~別紙

質 疑

○森戸委員

これ自体を適用するといいますか、会計年度職員に移行するケースが水道局さんであるのかどうか。そうなれば、どのぐらいの金額ですか、その辺をお尋ねしてもよろしいんですかね。

○宮﨑水道局次長兼業務課長

現在、水道事業は、正職員36名プラス再任用と嘱託職員で運営をしております。現在、 2名の嘱託職員を抱えておりますので、この職員が適用になるのではないかというふう に考えております。 この職員の給与については、現在、約170万円程度、年間支給をしております。ただ、このたびの改正によりまして整備されます手当等については、既に支給をしているものもございますので、増額による大きな影響はございません。 以上でございます。

討 論:なし

採 決:全会一致「可決すべきもの」

(2) その他 (所管事務調査)

質 疑:なし

2 病院局関係分

- (1)付託事件審查
- ①認定第2号 平成30年度光市病院事業決算について

説 明:桑田病院事業管理者 ~別紙

質 疑

○河村委員

ちょっとまだよくわからないので、両病院の一般会計からの繰入金がどのくらいあるのか、それから患者さんが負担するものの未収がどの程度あるのか、それから不納欠損の話はありませんでしたが、そういうものはなかったのかどうか、そのあたり説明をしてもらっていいですか。

○西村病院局管理部長

まず初めに、一般会計からの繰入金についての質問がございましたけれども、A4の 参考資料の21ページを参照願います。

上段が光総合病院、下段が大和総合病院でございます。一般会計からの繰入金及び支出金ですけれども、繰入金につきましては、医業収益、それから医業外収益に対する繰り入れがございます。それから、4条予算、資本的収入のほうに、またこれが繰り入れがございます。このたび、光総合病院については、出資等もありましたので、その辺で出資金もいただいております。

平成30年度につきましては、光総合病院については一般的な繰入金としまして3億2,300万円、それから出資が15億7,700万円ほど、市のほうからいただいております。大和総合病院におきましては、2億6,000万円の繰り入れをいただいたということでございます。

○佐古光総合病院総務課長

未収金についてでございますが、未収金の合計といたしまして、平成30年度決算では5億4,335万円となっております。その内訳といたしましては、医業未収金として5億2,662万円、医業外の未収金として1,533万円(「何ページ」と呼ぶ者あり)、これは参考資料の3ページの2番の流動資産の(2)の未収金のところの合計の内訳となっております。

こちらのほうに、2番の未収金のところに5億4,335万円とありますが、その内訳といたしまして、今、医業未収金が5億2,662万円、医業外未収金が1,533万円、その他未収金が140万円ということで、診察に対しての未収金ということに対しましては5億2,662万円となっております。

以上です。

○田村大和総合病院業務課長

大和総合病院の未収金ですが、4ページの中段あたり、2の流動資産の(2)未収金の額になりますが、3億4,920万8,918円となります。これは、光総合病院と同じことになりますが、診療報酬として支払われます支払い基金や国保連合会に請求しているもので2月分、3月分の未収金となります。それと、患者さん個人に請求して支払われていないものの合計になりますが、患者さんの額で言いますと2,873万3,478円が未収金となります。

ただ、患者さんへ請求したものは、平成31年3月分の入院費の請求が4月に入ってからの請求となりますので、ほとんどが平成30年度分の未収になります。平成30年度分の未収金は2,556万1,907円と、大半を占めております。

あと、不納欠損につきましては、平成30年度は平成24年度の診療分の患者さん負担分としまして、33万740円を処分をしております。

○河村委員

保険で後から入ってくる分について言う話じゃなくて、要は通常の患者さん、普通は そのまま現金を払うんじゃから、そんなことは起きんわけですけれども、入院や何かで 金額が大きくなった場合にそういうケースがあるんだと思いますが、それについての要 は未収金と言われるもの、それから今ここに貸し倒れ引当金の減額というので、これは 不納欠損の数字というのは33万740円というのは、光と大和を合わせた金額なんですか。

○田村大和総合病院業務課長

先ほど申し上げました33万740円は、大和総合病院が処分した不納欠損金でございます。

○佐古光総合病院総務課長

申しわけありませんでした。光総合病院の不納欠損額ですが、279万6,685円となっております。

以上です。

○河村委員

それは、どこかに明細は載っていないの。

○西村病院局管理部長

監査意見書の48ページの下段の表でございます。これに光総合病院と大和総合病院の 平成30年度の不納欠損の金額が上がっております。 以上です。

○河村委員

過年度分の未収状況ということで、結構金額が大きいような気がするんですが、例えば今回不納欠損にした分でもほとんどが生活困窮ということですが、今の生活保護とか、

ほかの要因というんじゃなくて、払えるけれども払えん生活困窮なのか、中身は何ですか。

・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・

○佐古光総合病院総務課長

光総合病院の未収金に対する取り組みでございますが、電話による催告、文書による 催告、こちらは当然でございますが、平日に来院できない患者さんに対しましては時間 外での対応や休日の対応も行っております。文書や電話等で催告に応じられない患者さ んが受診した際には、会計窓口と連携をして、未納者に対して納付相談等を行っており ます。

土曜、日曜と休日に退院された患者さんに対しましては、通常は次回の来院時に入院 の請求書をお渡ししておりましたが、休日明けに電話で請求額を連絡いたしまして、未 収を未然に防ぐ取り組みを行っております。

また、外来医療費に関して、未収金発生当日、電話催告を徹底をする取り組みを開始いたしております。次回予約が入っていない患者さんというのが1日2名から5名程度おりますので、これは事前に御連絡することで、翌日にはほぼ入金されているという状況になっております。

以上です。

○河村委員

市税の徴収に対する意欲とちょっと欠けちょるような気もせんでもないんですが、従 前は当然こういう不納欠損に落とすという対象者については訪問までしてやっておった ような気がしますが、電話や文書だけでどこまでこなせるのかという気がするんですよ。 まさかとは思いますが、未払いの方が以後病院にかかっているということはないです よね。

○佐古光総合病院総務課長

未払いの患者さんが、当然、患者さんとして受診されるということはこれまでもございます。そのときには、先ほど申しましたけど、会計の窓口と連携をいたしまして、納付相談を行うようにしております。

以上です。

○河村委員

その際の要は支払いはして帰るわけでしょう。それも払うて帰らんの。

○佐古光総合病院総務課長

申しわけありません。今、その辺のデータを持ち合わせておりません。

○河村委員

昔には、そねえな人が何人かいつもおったんですが、ここ最近、そんな方はお見受けせんというふうに思っておったんですが、今までは私がはたから見ちょった限りにおいては、どねえやってお客を集めようか、患者さんを集めようかと、こういう発想じゃったんですが、せっかく受診した人がお金を払わん状況がもしもあるとするならば、もう少し取り組みを強化をされないと、ちょっとぐあいが悪いかなと思いますよ。通常の要は個人が負担すべきものの金額のうち、結構未収、あるいは不納欠損が金額的には多いような気がしますので、そのあたりの改善をどうするのか、次の委員会ぐらいまでのところにはぜひお示しをいただいたらと思います。

○森戸委員

今の収納の対策の部分なんですけど、この中に外国人とか、そういう部分はございますか。

○佐古光総合病院総務課長

申しわけありません。その辺のデータは持ち合わせておりません。

○森戸委員

市の収納対策室と連携をするとか、そういう部分を検討されたりとか、その辺の考えとかはあるんですか、ないんですか。それとも、連携しているんですか、していないんですか。

○森重副市長

連携についての御質問ですが、市では市税等収納率向上対策の会議を持っており、市で取り扱う税金等、いわゆる公債権と医業未収金など私債権についての収納率向上に向けた取り組みを行っておりますが、それらを同等に取り扱うことが現状難しい状況でございます。

しかしながら、収納については一定の専門的知識を持って対応することが必要でありますことから、会議の中で、徴収のあり方や、いかに徴収をしていく取り組みについては、実務者会議等や本部会議を開催し連携を図っているというのが現状でございます。

○森戸委員

連携はしているようなことの意味合いなんですかね。その成果を生かしていただきたいといいますか、結びつけていただきたいなと思いますので、その辺のところは副市長が答えられるというのは、こっち側のほうがどこまでしゃべれるのかどうかわかりませんが、その辺はいかがなんですか、病院側のほうは。

○西村病院局管理部長

病院局といたしましても、こういった未収金というのはいわゆる病院の収益に上がる

はずのことが上がっていないということでございますので、できるだけその辺で努力はするようにはしております。

ただ、今、委員のほうから訪問をしてはというふうな話もございましたので、それら についても協議をして、検討したいというふうに思っております。 以上です。

○河村委員

少なし不納欠損に至る、通常は3月とか半年、例えば不納状況が続いたら、要は家計調査というか、何で徴収できないかというようなものをつくらなければいけないというふうに思いますし、不納欠損に落とす場合にはそれなりのきちっとした理由も添付をしなきゃいけないんだと思う。

これはあるんだと思います、恐らく私が見んだけでね。あるんだと思いますが、そのあたりのところはしっかり対応しないで、年数が来たけ落とせるけという発想がどこかにあるとしたら、それは経営として成り立っていかないので、そのあたりのところはしっかりお願いをしたい。次回、報告してくださいね。

それから、今までにも研修についてお話をさせてもらいましたが、この中で看護師さんの研修とか、その他の研修の一覧表みたいなものが、私が見落としているだけかもわかりませんが、どこにあるのか。

それから、最近、専門職の看護師さん、内科の看護師というような資格がありますよね。そういったものの資格取得についてのリストみたいなものは、どこかに置いておるんでしょうか。

○田村光総合病院事務部長

まず、光総合病院の研修ですけども、リスト的なものは掲示させていただいておりません。看護師等の研修につきましては、基本的には出せるものはホームページに掲示していこうかなとは思っています。

○小田大和総合病院事務部長

大和総合病院のほうでも研修のほうは行っておりまして、実績といいますか、そういうリストについては内部では持っておりますけれども、特に公開のほうはしておりません。

以上です。

○河村委員

決算書ですから、そのあたりのところが結構、結果として残す必要があるんじゃないかなと、せっかく研修をやっても、そんな大した研修じゃなかったというふうな話じゃないはずなので、やった分はきちっと成果というのが表に出てくるものだと思っていますので、通常の院内研修、あるいは外部に行く研修、そういったもののリストみたいなものはぜひそろえていただきたいなと。

それから、当然資格についても、こういう資格の人が配置されているというのは当然 大事なことなので、ぜひお願いをしたらと思います。

以上です。

○土橋委員

今の話がちょっと気になったのでお尋ねをするんですが、どのような生活環境の人が 医療費を払っていないのかというのを聞いてみたいんですが、わからないならわからな いでもいいですよ。

○佐古光総合病院総務課長

申しわけありません。光総合病院に関しましては、資料を持ち合わせておりません。

○土橋委員

問題はそこなんよ。病院で皆命を助けてもらうわけだから、払わん人は診んというわけにいかんでしょう。そんな病院ならやめちまえと言いたいぐらいだけども、そういった関係がないと思っておられるかもしれないけども、医療費が払えないというような状況が出てきたと、そしたらこのような場合にはどこがどういう責任を持って対応しているのか、部署はどこなのかというようなものも決めとく必要はあると思うよ。

例えば、病院には連携室というのがあるけども、この連携室がこういう場合にはどういうような役所間での連携をとっているのかというようなものも大事になってくるんです。その辺は、どういう部署が対応しているんだろうか。

○田村光総合病院事務部長

光、大和とも、多分一緒と思いますけども、担当部署は医事課というふうに思っています。医事課が担当するときに、未収金がある患者さんが仮に先ほど河村委員さんが言われたように来られたときには、呼び出しを一応させていただきます。そこで、未収金についての支払い誓約書というか、計画書というのを相談しながらやっていくことがございます。それを書いたからといって、すぐに入れていただけるわけでない部分もありますけども、一応来られた場合には事務的に呼び出しをかけて、支払いのことについてお話をさせて、記載をしていただくというふうになっています。

○土橋委員

この手の話は、病院の職員だということだけで取り扱うべきではないというふうに私は思うんですよ。いわゆる自分は、あるいは我々は公僕である。市民の人が困っているのか、困っていないのか。困っていない人間が医療費を払わないというのは、これはけしからん話だ。しかし、困っている人が、金もないのに診てもらうというのは度胸が要りますよ。それでも病院に行かないと体がおかしくなると、そういうような形で行かれるんだろうと思う。

それと、もう一つは、連携ですね。いわゆる医療費が払えない、どのぐらいの生活環

境なんだろうか、そうすると生活保護というのがそこに出てくるんですよ。そういうような連携がないと、今みたいに払わんやつはけしからんという論法にしかならないんです。

あなた方も大変だろうけども、そういうところまで配慮して、この問題を解決をしていってもらいたいというふうに思います。

討 論:なし

採 決:全会一致「認定すべきもの」

②認定第3号 平成30年度光市介護老人保健施設事業決算について

説 明:原田介護老人保健施設事務係長 ~別紙

質疑

○森戸委員

何点かお尋ねをしたいと思います。

決算の参考資料でお尋ねをいたしますが、9ページの経営指標のところからお尋ねを いたします。

1日平均入所数なんですが、定員70人に対して58.1人ということで、下がってきている要因は概況の総括のところに書かれているとおりだと思いますが、診療報酬と介護報酬の同時改定により、療養病床から直接の入所が難しくなって利用者の減少が見られ、入所者の受け入れ方法の転換が求められることになったということなんですが、もうちょっとわかりやすく説明していただけますか、入所者数が減った要因について。

○原田介護老人保健施設事務係長

今の御質問に対してお答えいたします。

以前であれば、回復期病棟や療養病床からの在宅復帰率というものがあるんですけれども、在宅復帰率の要件が、介護老人保健施設に直接入所した場合には在宅扱いにならなくなったということが一番大きな要因でございます。

○森戸委員

それと、1日平均通所者数が昨対で比べて上がった要因をお願いします。

○原田介護老人保健施設事務係長

通所については、各居宅支援事業所、いわゆるケアマネジャーという介護支援専門員 さんがいらっしゃいますけれども、こちらのほうが居宅サービスのマネジメントをする 方々ですので、その方のほうに直接訪問いたしまして、どなたかいらっしゃらないかということで告知並びに通所相談員のほうが常日ごろそういったケアマネジャーさんとやりとりをしておりますので、通所相談員のほうからもお願いを今までも行っているんですけれども、継続して行っていて、その結果だと考えております。

以上です。

○森戸委員

わかりました。

それと、報告書の概況のところに書かれているんですが、臨時介護職員離職は新たに採用ができなかったことも起因し、大幅な利用率の低下を招く結果となったというところについて、採用に向けた努力はどのように行われたのかということと、これが採用できれば、また前年度の水準に戻っていくのかということと、令和元年度はどういう状況になっているのか。

○原田介護老人保健施設事務係長

まず、採用の取り組みについてお答えいたします。

採用については、どの施設の方もされてはいらっしゃると思いますけれども、まずハローワーク、それから各募集の広告というか、そういったものに募集を上げて募集をいたしました。なおかつ、いろいろな方法で当たらないといけないということで、職員に対しても誰か知り合いがいないかということを告知しまして、いろいろと情報をとっていったということもあります。

また、介護職員の離職率が多いので、県のそういった募集をするところがありますので、そちらのほうに対しても募集をかけさせていただいております。

また、ハローワークで実際介護職員になりたい方とかがいらっしゃらないか、訪問しまして、そこで企業説明とか、そういったことも実施いたしております。

それと、採用できていれば実際どうだったかというのは、一番大きいのは在宅復帰率の要因が大きくて、いわゆる利用の取り組みの転換というのが、急性期病棟からの受け入れを多くした関係があって、入所者は入ってはきているんですけれども、すぐ体調を崩される方が多いので出られる方も多くて、利用低下につながっているというところが多いです。

現状についてなんですけれども、現状についても在宅復帰の取り組みの中でなかなか厳しい面はあるんですけども、今日現在で入所が65人で、通所のほうが今日は19人お越しになられております。それとあわせて、現場のほうでもいろんな取り組みをしないといけない、このままでは、適切な表現ではないんですけれども、余りいい方向には進まないと考えておりまして、令和元年10月より新たな加算の取得を行って、収益の増加を目指しております。加算について年間約800万円の増加を見込んでおります。

以上です。

○森戸委員

よくわかりました。

それと、求人している数自体はどのぐらいを求めていらっしゃるんですか。増減で言うと3人になっているんですが、やっぱり3人いたほうがいいのか、その辺のところがわかれば。

○原田介護老人保健施設事務係長

実際、当施設の29年度までにやめられた方がいらっしゃって、47人ぐらいは欲しいかとは考えております。ですので、今42人ですので、その程度という感じです。ただ給与費も増大しますので、そこも鑑みながら、極力経費を増大させないようにということで、今、努力しているところであります。

○森戸委員

臨時職員さんの増減について聞いたので、今のは全体の数だと思いますから、そうい うことなんだろうなとは思いますが、いいです。

それと、9ページの一番下、今年度が職員給与費の対事業収益比率というものが 89.1%になっている、これの御説明をお願いできたらと思います。

○原田介護老人保健施設事務係長

職員給与対事業費比率の上がった理由につきましては、先ほども少し触れておりますが、職員昇給に伴う給与費の増も要因ではありますが、平成30年度におきましては、入所者数の減少に伴う収益の減が大きかったことが原因であることから、入所者数の改善に向け努力しているところでございます。

以上です。

○森戸委員

ちょっとよくわからないので、収益に対して給与比率が上がったわけですよね。それ が今の説明になるんですかね、ちょっとよくわからないんですけどね。

○原田介護老人保健施設事務係長

収益が下がることによって、収益に対しては人件費は変わっていませんので、どうしても率としては高くなってくるという形だと解釈しております。 以上です。

○森戸委員

そういうことですね。ちなみに、全国平均と比べると、全国平均はどのぐらいですか。

○原田介護老人保健施設事務係長

公営企業で申しますと、65%になります。

○森戸委員

民間も入れた全国平均。

○原田介護老人保健施設事務係長

民間のほうが特にそういう指標というのを出しておりませんので、いろいろ私も調べたんですけれども出しておりませんで、出ているものに関して、施設数が1,322施設で、民間のもので58.6%という数字が出ております。

以上です。

○森戸委員

了解しました。民間が58.6%ですね。収益の部分もありますが、光市は89.1%という 状況になっているということですね。

それと、今年度が8,708万円の純損失が発生したということなんですが、これ平成24年からすると5期連続というような赤字決算ということだろうと思うんですが、近年の単年度の純損失額はどのぐらいか、わかりますか。今年が8,700万円なんですが、二、三年の動きで構いませんので。

○原田介護老人保健施設事務係長

平成24年から損失が出ているんですけれども、経常損失でいけば、24年度が740万円、25年度が2,192万円、26年が1,673万円、27年度が2,418万円、28年度が2,854万円、29年度が4,300万円になります。

以上です。

○森戸委員

わかりました。

さっき、ことし10月からの取り組みで、800万円の増収になるというようなお話だったんですが、現在、繰越利益剰余金は1億4,591万円だと思いますので、8,000万円程度はまた同様な決算になっていくのかなと思いますが、そのお金も一、二年でなくなっていくという状況に対して、今後、どうするのか、どのように検討されているのか、その辺のところがわかれば教えていただけたらと思います。議論しているのか、していないのかも含めてですね。

○小田大和総合病院事務部長兼介護老人保健施設事務部長

まほろばの収支については、今、説明したとおり、ずっと厳しい状況が続いております。このまま推移をしていきますと、令和3年には現金が底をつく試算となっております。これまでにも、経営改善に向けまして、入所者や通所者の増加に加えて経費削減、こういう努力をしてまいりましたけれども、介護保険制度や介護報酬の見直し等がありまして、それプラス人件費の増加等によりまして、こういう厳しい状況が続いております。

まほろばは、職員一同、このままではいけないということで、入所者数、通所者数を増やして、それプラス加算もとりながら、収入のほうを増やす努力を今一生懸命やっているところです。

私どもも、光市の中でまほろばという施設、介護老人保健施設ですけれども、今の高齢化の流れの中で、将来的にも絶対必要な施設だと思っておりますので、安定的に運営をしていくことが求められていると思っております。努力をしておりますけれども、少し厳しい状況が続いておりますので、今後、将来このままの運営で果たしていいのか、それとも他の施設の状況も見ながら、改革もしていかないといけないのではないかというようなことで、いろいろ情報も精査しながら、部内では協議、検討をしている、そういう状況でございます。

○森戸委員

わかりました。毎年、努力されていると思います。この決算も、通所の部分も収益も 改善をしておりますし、係長さんでここに来ていただいて、いつも回答もしていただい ていますから、本当に申しわけないなという気持ちなんですが、ですけれども令和3年 には底をつくというような状況になると、どうするか、結論といいますか、何らかの決 断が求められているのではないかと思うんですが、現実に3年に底をついたら、どうな りますか、お金が。

○小田大和総合病院事務部長兼介護老人保健施設事務部長

資金がなくなると、支払い等もできなくなり、運営ができなくなるような状況になりますので、現金資金については市の方から補填をしていただきたいと考えています。そこまで行かないように頑張りたいとは思いますけれども、そうならざるを得ない、今そういう状況です。

○森戸委員

今、企業債の償還はたしか5億円ぐらいあったと思うんですが、その辺はいかがですか。いつぐらいまで残っていますかね。

○原田介護老人保健施設事務係長

決算書の19ページをお願いいたします。

一番下のほうに、企業債明細書というものをつけております。未償還残高が5億1,721万円となっておりまして、償還終期は令和11年3月1日になっております。 以上です。

○森戸委員

わかりました。今、部長のほうが市からお金を入れると、この施設自体の必要性は高いので、ぜひこのまま続けていきたいというようなお考えだと思うんですが、そういう方法も1つあるでしょうし、それ以外の方法というのはないんですか。

○小田大和総合病院事務部長兼介護老人保健施設事務部長

非常に言うのが苦しいんですけれども、このまま光市の公立の施設として運営していくのか、そのほかの民間なり指定管理等で運営していくのがいいのか、そういうところも精査しながら、一番いい方法を今協議、検討をしているというような状況でございます。

○森戸委員

了解いたしました。

○河村委員

大変厳しい経営環境だと思いますが、今の入所のところで形態が変わったということなんですが、長期の要は入居者の期間、どの程度なんですか。例えば、新しい制度になって、ある程度退所を勧めるというような状況が起きているんですか。

○原田介護老人保健施設事務係長

介護老人保健施設というところは、3カ月をめどに在宅復帰を目指す中間施設として の役割を担う施設で設立されております。そうは言いながらも、最近は入所を継続され る方が多くて、なかなか在宅復帰というのは厳しい状況ではあります。

ただ、そういう中で、まほろばとしては1年程度をめどに、再び施設を選ばれるのか、 在宅を選ばれるのかということを、一緒に考えていただいております。

現在、うちの平均入所期間は183日という状況であります。最長の方で3年ぐらい入っていらっしゃる方が2名、1年超2年以内の方が6名ほどいらっしゃるという状況ではあります。

以上です。

○河村委員

私もちょっと老健におったんですが、2000年に始まって以来ずっとという方が何人かおられたりして、当初の施設のあり方からすると、随分変わっているなという実態だったんですが、一番長い方でも3年か4年程度だと、こういうお話でしたので、ある程度効果が出ているんだと思います。

それから、1日平均通所者数のところで、人数が伸びない、利用者が伸びないという話だったんですが、登録者はどの程度いらっしゃるんですか。できれば、登録者のうち2km圏内が何人とか、そういった把握をされていれば。

○原田介護老人保健施設事務係長

8月1日現在での登録者数が、今40名となっております。そのうち光市の方が30名、 田布施町の方が8名、ほか2名という割合になっております。

以上です。

○河村委員

それはまるっきり人数に達するはずがないわね。普通、要介護の状態に応じて利用回数が決まっていますから、そうすると登録者が60とか70とか、そこを増やしていかんにゃ、当然利用者が増えるはずがないので、そのあたりの要は周辺のケアマネジャーを含めて、どの程度の会議をやっているかとかということにもなっていくので、恐らくあなたはここで随分答弁が長いと思うんですが、早う課長にせんにゃいけんにいね。

やっぱり責任ある人が、そういうところで周りの周辺のところとも話ができるということが大事なので、責任ある応対ができるということが一番重要だと思いますので、通所を上げたり入所を上げたりすることは、その現場に責任者がおるということをぜひやっていただいたらと思います。

それから、さっき給与費の話があったんですが、民間の場合は形態がさまざまなので、特に経営者がお金を取るという話を全部人件費率の中に入れてしまうと、高くなるのは当たり前なんですが、通常、経営者をのけて話をすると3分の1程度、人件費比率はですね。

だから、ある意味で、やはり公営ですから当然高いんですが、例えば今の7ページでいくと、看護師とか介護士の数が一番多いわけですが、平均年齢はどんなですか。

○原田介護老人保健施設事務係長

平均年齢をきちんとしたものは出してはおりませんが、まず看護職員に関しては40代の職員が大多数ですので、平均としては多分四十五、六歳ぐらいになっていると思います。介護士のほうに関しても、職員の半分以上が設立当時からの職員が残っておりますので、やはり40歳前半ぐらいになっております。

以上です。

○河村委員

今の話を聞く限りだと、異動が余りないというふうにとれるんですが、給与費で見ると、看護師さんで三百二、三十万円増えていますよね。介護士についても270万円ぐらい人件費が上がっていますから、昇給だけでそんなにあるのかなと思うんですが、何か主な原因みたいなものがありますか。

人数は減っちょるんよ、全体的にはね。だけど、今、介護士やら看護師がおらんというところもよく理解できるし、だからということで、国のほうの手当があるならば、それはそれで原因がはっきりしちょるんですが、その辺の原因のあれを言ってください。

○原田介護老人保健施設事務係長

こちらの給与に関しては職員のものになりますので、看護師、介護士等は多少異動は ありますが、ほとんど異動がないという形ですので、いわゆる昇給分という形になりま す。

あと、退職手当の引き当てをしないといけないので、採用して20年に支給率の率がち

ょっと上がる関係上、大きく上がっているところはあると思います。また、賞与も上がるということになります。

以上です。

○河村委員

それから、要は臨時がいないからということで委託を出しておるんですが、委託というのはどんなですか、きちっと人間の手配ができるというか、そのあたりは来月から2人欲しいとかというような対応はできるんですか。

○原田介護老人保健施設事務係長

今、近辺の介護事業だけではなくて、どこの事業に関しても職員数が足らないという 状況でありまして、うちのほうも本来であればもう少し介護職員等で足らない部分を委 託に頼みたいんですけれども、見つからないという状況があります。

また、頼むことによって委託料が増加することもありますので、いろいろトータル的に鑑みながら判断をしている状況ではあります。

以上です。

○河村委員

だから、要はそういう委託先も人を手配することは難しいという、なるほど。 新たな取り組みでプラス800万円だというような話があったんですが、どんな加算が できたんですか。

○原田介護老人保健施設事務係長

以前から、在宅復帰支援加算というものがあるんですけれども、介護報酬改定までは 在宅復帰率30%という条件があったんですけれども、今回の介護報酬改定によってポイント制になりまして、回転率や、在宅に相談員やケアマネジャー等が訪問して指導する とか、あと地域貢献ということで出張に行って介護講習をするとか、そういった取り組 みをすることによってポイントがたまることによって、加算を取得することができると いうものになります。

これが1人1日当たり34単位というものがありますので、これを少し利用者様には御負担があるかもしれませんけれども、より良い施設になって、皆様の機能の改善等を図る上でもこういったものを創設して取り組んでいきたいと考えております。

以上になります。

○河村委員

最後になりますが、大規模改修といいますか、ベッドや何かをやりかえたということですが、建物のほうも結構年数がたっていますよね。空調なんかでも、通常7年から10年ぐらいが目安なので、大きい建物だと物すごい費用がかかるじゃないですか。そのあたりの大規模改修についての備えみたいなものはしとってですか。

○原田介護老人保健施設事務係長

まほろばが平成11年4月に開設しまして、その後、大きな改修工事というものを行っておりません。それに伴って、空調機とか給湯機とか、そういったもの、それから本来であれば20年も経ちますと防水工事等々を考えないといけない時期ではあるんですが、まずエアコンについては3年をかけて工事をしたいと考えてはいるんですけれども、今、こういう現金状況の中、どのようにするかというのを模索しております。

ただ、今、申しましたように、エアコンと給湯機に関しては、フロンガスの関係で2020年で生産中止となりますので、今後、修繕がきかないという状況になるので、更新をしないといけない。でも、難しいという、今、板挟みになっている状態ではあります。以上です。

○河村委員

まだ、フロンが残っているとは思わなかったんですが、恐らくここのところの夏の暑さを見たりすると、熱中症でお亡くなりになるようなケースがふえていますので、エアコンが壊れた、あるいは停電になったというようなときに、予備電源の問題とか、エアコンが壊れないような、通常の点検は絶対に外せない、今ね。生活に欠くことができないものですから、きちっと計画を立てて、ここの費用はしっかり確保して工事をしないと、まずいと思いますよ。

11年からといったらもう20年ということですから、間違いなくいつ壊れるかわからないような状況でしょうから、そのあたりはぜひしっかり、病院のほうからそういうお金があるならしっかり確保して、まほろばに回せるように努めていただいたらと思います。以上です。

○磯部委員

少し確認をさせてください。私も、先ほどの委員さんも言われました通所の部分で、 介護報酬の同時改定や、その前からの介護報酬の改定で、職員さんの努力しろではなか なか、パイが決まっているだけに非常に難しいというのはよく理解できていますが、昔、 割と比較的重たい3から4の方も入っていらっしゃいましたけど、先ほどおっしゃった ように、在宅復帰率というもので、軽度の方しかなかなか報酬が上がらなかった時代が あったと思うんですね。

それもなくなって、今回、同時改定で、さらに通所のほうが激減だったということにもかかわらず努力されたというのは非常によかったと思うんですけど、ちょっと1点聞きたいのが、ここはデイケアサービスですよね。ですから、普通のデイサービスでも利用範囲というのが決まっているんですね。

ちなみにここは、すいません、確認をしておきたいと思います。そこを教えてください。利用範囲はどこまで。

○原田介護老人保健施設事務係長

実施範囲は光市及び田布施の一部としておりますが、そうは言っても収益を上げない といけないので、送迎が可能な範囲においては行くようにしております。 以上です。

○磯部委員

お隣と言えば下松市もありますし、激戦区ではあるとは思いますが、デイケアというところで付加価値が私はあると思っていたんですね。なかなかそれが浸透しないというのは、民間業者さんとの競争が激しいというところもあるかと思いますが、そのあたりの徹底的な囲い込みではないですけど、ナイスケアまほろばの定員30人が通所のパイですから、まだまだ努力するところは結構あるのかなというふうに思っておりますので、その点を指摘しておきたいと思います。

先ほどの病院のところでもあったんですけれども、2ページ目の未収金のところですが、これはあくまでも介護報酬の2カ月後の収入がある、そのあたりがほぼ同一というふうに理解していいんですか。それとも、非常に難しい何点かの課題があるというふうな理解でよろしいんでしょうか。

○原田介護老人保健施設事務係長

今の質問に対しましては、質問のとおり、大部分においては介護報酬に係る費用となりますので、2カ月後には入ってきているという状態です。実際、今の8月時点で前年度末の未収になっているものに関しては、国保連合会から入ってくるものは全部入っているんですけども、利用者からの未収金がありまして、1人の方は58万円程度の未収が現在も残っております。ただ、この方に関しては5,000円ずつ、毎月支払いをお願いしております。もう一人の方は3,000円ぐらいの金額なんですけども、先ほどもありましたように、自宅訪問という話がありますけども、光市内の方ですので、訪問し、お願いはしているんですけれども、なかなか難しいという状況であります。

それと、あと不納欠損については、現在のところございません。 以上です。

○磯部委員

わかりました。私も、先ほどの委員さんもおっしゃいましたけれども、まだまだ大きな元利償還金とか、建物起債残高が令和11年、非常に厳しい経営を強いられている。職員さんは本当に一生懸命いろんなことを考えて、いろんなことも取り組んでいらっしゃるとは思いますが、なかなか難しいというのが今説明の中でありました。

これはまほろばさんだけの努力しろではできないわけですから、このあたりを全体的な視点で、光市として病院事業を含めたこのあたりをどうしていくのかということを、今から今後何年か先に向けてどういうふうにしていくのかということをしっかりと協議をして、一歩でも二歩でも前に進めていただきたいということをお願いをしておきたいと思います。

以上です。

討 論

○森戸委員

平成30年度光市介護老人保健施設事業決算に賛成の立場で討論に参加をいたします。

当施設は、入所サービスについて、年度当初の診療報酬改定により、療養病床からの直接の入所が難しくなったことにより、利用者の減少が見られたこと、また臨時介護職員離職後、新たな採用ができなかったことが利用率の低下を招いております。しかしながら、通所利用は増加をしたことで、通所の収益は改善をしております。

高齢化が進む現在において、地域における拠点の施設として、その重要性というのは変わっていないと思いますが、より一層の顧客獲得とサービスの質の向上、経費の削減の努力を求めたいと思います。

今後は、急速な人口減に伴う労働力人口の減少や、人材の確保は厳しさを増していくと思います。今年度は8,708万円の純損失が発生をしており、利益剰余金は1億4,591万円となっており、令和3年には剰余金も底をつくという状況だということが明らかになりました。

今後の方向性を決めることが急務でありますので、早急な対応を求めまして、討論といたします。

採 決:賛成多数「認定すべきもの」

③議案第107号 光市病院局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を 改正する条例

説 明:川崎病院局経営企画課長 ~別紙

質 疑:なし

討 論:なし

採 決:全会一致「可決すべきもの」

(2) その他 (所管事務調査)

質疑

○河村委員

前回だったですか、初診と再診についてのお話をちょっとさせていただきましたが、 その後、何か検討をされましたでしょうか。

○田村光総合病院事務部長

委員会の質疑等を受けまして、院内で一応検討させていただきました。二、三カ月たって、先月の管理会議の中で、初診紹介の費用をいただくに当たっても、例えば市内にない診療科等とかはそれをするべきじゃないというのもありまして、現時点ではちょっと早いんじゃないかなということになっています。仮に実施をしたとしても、影響が少ないというふうに考えています。

市内の患者さんに対しての初診以外の紹介を現時点でも勧めていまして、費用算定をするに当たっても、それを掲げることの有意性はないということで、現時点ではそれを特定療養費の算定をすることは現時点では行わないというふうにしました。

○河村委員

私自身が事実確認をしちょらんからわからんのですが、この間、お盆のときに、初診を診ないというような話を聞いたんです、要は行きよる人からですよ。おかしなことを言うなというふうには思ったんです。

それと、予約をして行くわけですが、その中でも朝6時ぐらいから並んじょるというんです。予約したんよ、予約したのに、まだ診察券を中に入れる順番争いをするという、どうもその辺の理解ができないんですよ。

今の現状というのは、初診だったら、朝行って夕方までかかったりするようなケースがあるという話を聞きますから、そういうものを改善するために、かかりつけ医から紹介を受けて診察をするという方向性は必然だと私には思えたんですが、そのあたりのところは全くない。

○田村光総合病院事務部長

基本的には、一般の診療所から紹介を受けて診療するのがいいと思っています。来られた患者さんにも紹介状をお願いしていますし、救急に関してもですけども、基本的には一般診療所からの紹介状をお願いをしているというところです。

ただ、特定療養費を請求することは、現時点では好まないのではと思っています。

○桑田病院事業管理者

先ほどの2つ、一番最初に言われておられたことは、盆の間に新患だけということなんですけど、多分13、14、15、あのあたりの日だと思うんですね。御存じだと思うんですけど、整形外科は週に1回は手術日にしていますので、新患だけを受け入れています。ほかの科はそういうことはありません。

盆の中で、たしか水曜日が1日あったと思うんです。その日は多分整形は初診しかとっていないので、そういうふうに思われたんじゃないかと思います。それが1つ。

もう一つ、早くから来るということに関して言いますと、予約患者が非常に多い、医師が以前は予約の時間を決めてとっていたんですけど、なかなかそのとおりにいかないので、その日の予約はしますけども、来た順番から診ますというふうなことをしました

ので、その曜日は、朝早くから来られて、一番最初にカードを入れるということをされている方もいらっしゃいます。

ただ、ほかの多くのところに関しては、大体予約の時間になっていますので、例えば 昼ごろに予約の方は昼前に来るということが多い現状です。

○河村委員

そうだと思うんですが、泌尿器なんですかね、恐らく。例えば9時に予約すれば、通常であれば10分とか15分おきに予約を組んでいくわけじゃないですか。それでも競争しなければというのは、恐らく9時に予約をしても実際には10時だったり11時だったりというようなケースが中にはあるのかなと。そうすると、今の診察カードを先に入れたら早くできるんだという認識が患者のほうにあるんじゃないかと。

そういうものを適切に、予約時間をどう遵守するかというところも1つの機能評価の中のものだろうというふうに私には思えますので、そのあたりのところをひっくるめた要は初診体制というものをどうするかというのを病院で考えていただいたほうがいいと思うんですけどね。

それと、できれば今回の決算なんかでもあったんですが、年齢構成図、看護師、介護士、いろんな資格ごとにおりますよね。普通なら人口統計、ピラミッドみたいなのがあるじゃないですか。ああいうものをつくっておいてもらうと、要は人件費との兼ね合いがよく見れる、ピラミッドで、それがピラミッドじゃなくて数字であっても同じことですから、そんなものでもう少し決算を見やすい状況をつくっていただくとありがたいので、要望しておきますので、お願いをしておきます。

一応それで。

○磯部委員

その他という項目なのであれなんですけど、今さっきのところで介護人材の不足でいるいろ御苦労されたというところもありますけれども、今、報酬を上げるために講演をやったり、出張していろいろやったり、そういうふうなことで収益を上げるというふうに努力をするというふうな話もありましたけれども、今は介護人材不足で、それこそ地域の高齢者を研修をしていただいて、自治体のほうからそういう派遣をする、紹介をするといったことも後押しをするような、そういう交付金も出ておりますが、果たしてそういうことが、公立ですから、公立だからこそ、そういうことも非常にやりやすいのかなというふうにちょっと思ったりもしたんですけど、民間の施設と一緒になって、そういう人材確保、介護人材の裾野の拡大という意味で考えられるのではないかなと思ったんですが、そのあたりの御見解をお示しください。

○原田介護老人保健施設事務係長

現在でも、いろいろな行政のほうも施策がございまして、元気な高齢者の活用について、いろいろ検討はしているんですけれども、介護分野については重労働である部分が多くて、職員として活用したい業務においては希望される方がおられないのが現状であ

ります。

なお、当市においては、介護ボランティアポイント支援事業に取り組まれておられまして、当施設でも月1回、四、五人の方が1グループ、介護ボランティアポイント支援 事業を活用したボランティアで、レクリエーションの補助をしていただいております。

現在は1グループではございますが、ほかにどのようなボランティアをしたいという 意向があって、そういうマッチングができれば、個人及び団体等にお願いして、また活 用できたら良いと考えております。

以上です。

○磯部委員

今後、まさにこれから高齢者もふえていきますし、雇用を求めておられる方もいらっしゃるかもしれませんし、全くゼロではないと思っておりますので、そういったウイン・ウインの関係と言ったらあれですけれども、講習とか、そういう研修とかで収益アップするという事業とプラスアルファで、介護人材を委託先に出さなくても、いいよというふうな方も出てくる可能性もなきにしもあらずだと私は思っておりますので、引き続き両方がうまくいくような何か工夫も調査もしていただきたいということをお願いしておきます。

以上です。

○森戸委員

新病院についてお尋ねをいたしますが、駐車場が足りないということのお話があった と思うんですが、それへの対応というのは何かされましたんですかね。

○佐古光総合病院総務課長

新病院の駐車場の件ですが、開院当初、車の駐車場のほうが混雑したということはありましたが、現在は落ちついております。駐車場につきまして、17台分ほど新たに駐車場の枠の線を引きました。病院の北側のほうに業者用の駐車場というのを用意をしていたんですが、業者の駐車の状況とかも見まして、全部が埋まるということはなかったので、一部を職員用として、今、職員駐車場として使っております。

以上です。

○森戸委員

きちんと対応されたんですね、ありがとうございます。

それと、薬局がありますよね、敷地内に。たしか、地域交流スペースというのが地域 貢献で何かつくっていただいたんじゃないかと思うんですが、そこは何か活用というの はあるんですか。

○川崎病院局経営企画課長

地域交流センターですが、院外薬局の事業者がプロポーザルのときに地域貢献という

ことで、地域交流センター2階に100m²ぐらいの部屋を設けて、地域貢献をしたいということで、現在、問い合わせしたところ、問い合わせとかも何件かあったそうなんですが、現在のところは調剤薬局、本来の業務にまだ職員さんがなれていないところがあるので、そっちを優先したいと。

ただ、11月ぐらいには何らかの健康フェアといいますか、健康相談とか、管理栄養士による食の相談とか、そういったイベントを予定してみたいというお話を聞いております。

以上です。

○森戸委員

わかりました。よろしくお願いします。

それと、旧病院なんですが、誰もいないような状況だと思いますけど、安全面なり、 人が入っても困ると思いますから、その辺はきちんと管理をされておられるんでしょう か。

○佐古光総合病院総務課長

旧病院でございますが、現在、機械警備のほうを入れております。あと、当然そのままにしておきますと雑草等も生えますので、定期的に見回りをしております。もし、御近所とかに迷惑がかかるようであれば、当然除草作業とかをしていかなければいけないなとは思っております。

以上です。

○森戸委員

わかりました。

最後に1点、松林のところを駐車場として使われていたと思うんですが、そこはきちんとお返しをして、きれいな状態になっているのかどうか、その辺のところがわかればお願いします。

○佐古光総合病院総務課長

病院南側の松林の駐車場ですが、所管としては農林水産課のほうになります。現在は、まだ正式にお返ししたという形になっていません。まだ、病院の中に什器類がありますので、それを全部処分するとかということもありますので、もしかしたら事業者が使わせてくださいということがあるかもしれませんので、まだ返しておりません。

ただ、それが終わりましたら、当然、農林水産課のほうにお返ししないといけないと 思っております。

以上です。

○森戸委員

よろしくお願いいたします。

・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・

3 福祉保健部関係分

- (1) 付託事件審査
- ①議案第103号 光市家庭保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の 一部を改正する条例

説 明:西村子ども家庭課長 ~別紙

質 疑:なし

討 論:なし

採 決:全会一致「可決すべきもの」

②議案第93号 令和元年度光市一般会計補正予算 (第2号)

説 明:松村福祉保健部次長兼高齢者支援課長 ~別紙

質 疑

○河村委員

中ほどの子育て支援事業のところの実費徴収補足給付費のところですが、認可外保育園ということなんですが、実態とか、あるいは、会計とか、そのあたりの把握の仕方というのはどういうふうになってます。

○西村子ども家庭課長

実費徴収補足給付費でしょうか。こちらのほうは認可外ではございませんで、新制度 に移行していない幼稚園に通う児童でございます。認可外と新制度に移行してない2校 の幼稚園とは違う部分がございます。

○河村委員

そうすると、新制度に移行しないということは認可外にも値いしないということやろ。 だから、要は、実態の把握と、きちんとした会計ができる、そういった仮の処理がある かどうか。

○西村子ども家庭課長

未移行の園につきましては、今までも監査とかをやっておりますので、しっかりと監査をしております。

○河村委員

そうすると、今の認可外というか、特定の名前出しちゃまずいかいな。要は、そうい

う施設を持たない預かりをやっている所は、今回はどれに該当するんです。

○西村子ども家庭課長

補正予算書で見ますと、8ページの説明欄子育てのための施設等利用給付事業の下の 施設等利用費の中に認可外の保育施設がございます。

○河村委員

そこの、今言うた監査とか、そういう類いについてはどのような状況です。

○西村子ども家庭課長

今回の無償化の対象となる認可外保育施設は、県への届け出が必要な施設でございます。それと、一応、その県の定めた基準を満たす必要がございまして、定期的に、県と市で監査のほうに入っておるところでございます。

○河村委員

10月から始まるんだから、まだ、その監査をやったかどうか知りませんが、例えば、いろんな協議を恐らく進めていると思うんですが、協議の中で、そういった、要は、無認可の所が、そういう補助を得るに耐える、そういう帳票類については整備してある。

○西村子ども家庭課長

そこも、今、お願いをしているところでございます。それと、一応、基準を満たしていなくても、この5年間は、こういった助成ができると。その間に、しっかり基準を満たすようにということでございます。

○河村委員

5年間は基準を満たしていないでも、例えば、それを受けられたにして、無条件でお金を交付するということじゃないと思うんよね。だから、しっかり監査をする中で、そういった、要は、いろんな人の目が入っていっても、それに耐えられるようなきちんと監査をやっていただくよう、お願いをして終わります。

討 論:なし

採 決:全会一致「可決すべきもの」

③議案第95号 令和元年度光市介護保険特別会計補正予算(第2号)

説 明:松村福祉保健部次長兼高齢者支援課長 ~別紙

質 疑:なし

討 論:なし

採 決:全会一致「可決すべきもの」

(2) その他 (所管事務調査)

○田中委員

すいません。委員会のほうで視察に行った所で、新生児の聴覚検査について取り組まれているところがありましたので、光市の現状についてお尋ねしたいと思うんですが、 国のほうから通知も出て、財源については交付金措置もされているというお話だったんですが、そのあたりで、光市では取り組み状況いかがでしょうか。

○柏木健康増進課長

本市の新生児の聴覚検査の実施状況を市内産科病院に確認しましたところ、新生児の 検査としてパッケージ化しており、健康保険から支払われる出産育児一時金内で賄われ、 実施を断る人もなく100%実施しているとのことです。

個別の実施状況の把握につきましては、1か月児健康診査時での把握のほか、保健師による新生児乳児訪問時に、母子健康手帳において実施しているかどうか、結果について確認し、要精密検査などの対象児については必要に応じて継続支援を行っております。直近の実施把握状況でございますが、平成29年度で、全国では81.8%の実施率でありました。山口県では97.8%で、本市においては98.7%の実施率でした。以上です。

○田中委員

ちょっと確認したいんですが、パッケージの中で負担もなくやれているというお話だったんですけど、98.7%しか実施しないということは、断っている方がいらっしゃるという認識でいいんですか。

○柏木健康増進課長

市内の病院で出産した以外の方です。この未把握4人のうち1名は乳児死亡でありましたので検査ができなかった。4人のうち1名が未実施だったのですが、あとは、転出等による不明2名ということで、1名の未実施については、市外もしくは、県外での実施で、把握ができていませんので、その理由についてはわかりかねるところです。

○田中委員

わかりました。もう一度、確認してみるんですが、私も、ちょっと病院のほうで確認 してきたんですけど、この新生児の聴覚検査については、新生児の時に、病院のほうで 受けるか、受けないか、意向を確認して、受けるんであれば実費でお支払いいただいて 検査を行っているというお話をお聞きしているんですが、漏れなくパッケージでやって 負担がないというのは間違いないんですか。

○柏木健康増進課長

市内の病院では、そういうことはありません。ただ、市外の病院については、出産費用が、光市内の病院とは違いますので、別に徴収される所もあるのかもしれません。光市内については、新生児の貧血検査であるとか、ほかのものと一緒になったパッケージとして受けて、そして、その出産一時金の中で十分可能な検査だというように伺っております。

○田中委員

私のほうは、市内産科病院さんに、ちょうど、以前にもお聞きして、2日前にもお聞きして確認をしているんですが、ちょっと前提が合わないんで、これ、何とも言えないところではあるんですけど。

そしたら、すいません。ちょっと視点かえてみたいと思うんですが、パッケージの中でやって、新生児の健診の中での補助できているというお話、負担がないよというお話だったかと思うんですけど、これ、財源はどこから出ているんですか、これの。

○柏木健康増進課長

自己負担ではありますが、出産育児一時金の中で賄われるということで、本人さんの 負担的にはないと考えております。

○田中委員

要は、出産一時金でもらっている中で払えるので、自己負担がないという考え方。国の分で言うと、新生児の聴覚検査の実施について、受診の推奨と補助を行うようにというような通知が出ているかと思うんですけど、また、それに単独の補助についても交付金措置されていますのでというような御案内が出ているかと思いますが、プラスアルファで、これだけを、また、補助をするという考え方もあるのではないかと思いますが、そういった考えはございませんか。

○柏木健康増進課長

全国的には、新生児聴覚検査の受検率が約70%というように聞いておりまして、都会のほうでは、結構、高額な検査料の所もあってお断りする所とか、最初から、産院が検査をしない所もあるように伺っております。東京のほうで生まれた方については、出産費用が出産一時金内でできない所もあるのかもしれません。

光市については、市内産科病院でお断りする人もなく、新たな負担はないというようにお聞きしています。そうしたことから、新生児の聴覚検査については、現在のところ、本市事業として実施する予定はありません。

○田中委員

市内の産科病院があって、その中で、出産費用が安い、入院も安いという表現も、何に比べてかにはなるのかもしれません。一時金の中で収まる金額で、高いサービスを提供していただいているということは市外でも有名なお話なんですけど、その中で、プラスアルファのサービスで、やっぱり、おっぱい都市宣言している町として、全国的にも、聴覚検査の補助がふえている中で、やっぱり、ちょっと、これについては、もう一度、検討していただけたらと思いますので、2つの産科があるというのも大きな特徴ですので、ぜひ、現場の声も聞いて、どういったものが求められているのかも協議していただけたらと思いますので、よろしくお願いいたします。

○土橋委員

幼児教育の無償化に伴って、保育料がただになったりするわけでありますけども、いわゆる、副食費が、この問題、一般質問でも取り上げたと思うんですけども、実費徴収になる中で、全国で少なくとも、かなりの数の自治体が無償化の方針であるというようなことが報道されているわけでありますけれども、我が町ではどのような考えだったか、もう一遍、確認も含めてお聞きをしておきたいと思います。

○西村子ども家庭課長

副食費についての御質問でございますが、食は、食べることは生活の一部でありまして、生活と切り離せないものでございます。そういったことから、原則、食費に関しましては、保護者の実費負担ということで、今のところ、そういった補助は考えておりません。

○土橋委員

家におっても、飯は食うものだという、そういう論法なんだろうけれども、山口県で、 あなたは大きな声して、今、言うたけども、小さい声でも私は聞こえるんじゃけどね。 それじゃ、大きな声で聞きますが、山口県内で、そうは言うても、無料にしているとこ ろがありますね。どこですか。

○西村子ども家庭課長

新聞報道とかで、詳細は存じ上げませんけども、阿武町と周防大島町と和木町と聞いております。

○土橋委員

町でさえも、この調子ですよ。おっぱい都市宣言なんていうのは取り下げてやったほうがいい。山口県で、やっぱり光市じゃのっていうようなものを、皆さんが探求をしている時に、事もあろうに、執行部が足を引っ張るじゃなんじゃというのは、どう考えても残念でならないということを言っておきます。終わり。

○河村委員

福祉施設がたくさんあるんですが、福祉車両の台数的なものの把握はどんなですかね。

○松村福祉保健部次長兼高齢者支援課長 それは、民間の事業所も含めてという意味でございますでしょうか。

○河村委員

はい。

○松村福祉保健部次長兼高齢者支援課長 福祉車両の台数、全てについては、把握いたしておりません。

○河村委員

とすると、例えば、特養、老健、それから、グループホーム、あるいは、老人ホーム というような、何か把握しているとこがあれば、そこだけでも。

○松村福祉保健部次長兼高齢者支援課長

申しわけありません。民間の事業所が有する車については、台数等把握しておりません。

○河村委員

この間、視察に行った時に、要は、そういった送迎車両の空き時間を利用して、買い物とか、あるいは、病院とか。そういったものを介護保険の中でやろうというようなところもあったりして、アイデア的にはおもしろいなと。現実的には、福祉施設は、じゃ、その運転手さん、遊んじょるかっていうたら、そげなことはなくて、仕事をそれぞれ分担をしよるんで、なかなか、そっちに持っていくのは大変なんですが、それでも、そういったものも、ある意味で言や、財産。空いた時間は、本当、貴重な財産なんで、把握が必要だと思うんです。

今、市内には、そういった福祉団体の協議会みたいなものがないような気がするんですが、昔、何年かすっと続けてやっている福祉まつりというか。要は、福祉団体の協議会がお祭りをやっているんですよ。なかなか見応えのある立派な祭りなんですけど、それをするのに、今の福祉団体の介護職員も全部入ったような団体なんです。そういったものがあると、要は、お互いの横の連絡なんかが取れて、アンケートやら回すのもすごい楽でいいんですけど、そういった車両の把握を含めて、どういうふうにお思いですか。

○松村福祉保健部次長兼高齢者支援課長

送迎車両の空き時間の活用につきましては、たしか、6月の委員会でも、少し御紹介 をいただきました。河村委員さんのほうから。その関係もありまして、少し、私どもの ほうでも調べてはみたんですけれども、どうしても、民間の輸送事業との関係もあって、 極めて狭い特定のエリアの範囲でしか活動が難しいというようなお話も聞いております。 ただ、現場からは、どうしても、ちょっと離れた所のスーパーに行きたいんだという ような中での活用をしたいというお話もあったりも。そんなお話も聞いたりもしており ますので、そのあたり、どういった形で取り組みがいいのかなとというのは、少し考え ているところではありますけども、現状、具体的にその数を調べたりとか、どういうふ うな形でやっていきたいというような思いは持っていないというのが現状でございます。

○委員長

河村委員、もう1時間たちますけど、もう少しやったら、続けてやってもいいんですが、どうでございましょうか。

○河村委員

もう、あんまりないよ。

○委員長

もう、皆さん、それで。続けてやって、よろしゅうございますか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○委員長

続けてやりましょう。

○河村委員

不思議でも何でもない。人が相手だから、どうしても、そういう結果になるんですけど、例えば、周防にある事業所でも、室積まで送迎に行ったり、あるいは、反対に、室積のそういった施設であっても、周防やら浅江の方まで、みな、送迎に行く。何が利点かと言うたら、お買い物をやったりすることで、エリアを決めて。当然に。近い所でなけりゃ、買い物までも行くから、車の走行距離が増えてしまうから、極力、短時間の中で、そういった、普段できないことをやってもらおうということなんで、そうすると、事業所と人間との交流ができるんです。そしたら、近くの施設に必然的に行くようになる。

だから、そのあたりのところは、地球温暖化とは、大上段には振り上げんけれども、 やっぱり、そういう効果が、当然、出てくるんで、ぜひ、検討するに値するもんだと思 っていますので、そういった福祉団体の協議会をつくったり、あるいは、車両の把握を したり、やっぱり、そういうのを持っている価値をもっと高めようということにつなが っていくと思いますので、ぜひ、取り組みをいただいたらと思います。

それから、もう一点、この間、牛島の話をちょっとしたんですけど、高木さんが、今の緊急の船をやめたという。そのことで、対応なんです。もう、島民の方が、もう、どんどん減る中で、対応そのものが難しくなってくるんだとは思うんですが、さりとて、

緊急時には、どねいかせんにゃいけん状況なんで、恐らく、かわりの事業者みたいなものは、恐らく、ある程度の目安はやっておるんだと思いますが、それでも、高木さんのように、全ての日数をということには、なかなかならないとするならば、そういったところを1軒じゃなくて2軒、あるいは、3軒というような形で365日を埋められるような体制づくりが要るんだと思うんですよ。そのへんはどんなですか。

○柏木健康増進課長

牛島における緊急時の搬送につきましては、牛島地区救急患者搬送事業補助金交付要綱に基づいて搬送する際の費用を補助しております。使用する船舶については、定期船の牛島丸、そして、島民が所有する漁船、民間事業所所有船を確保しておりますが、これまでお願いしておりました事業者が船舶を手放されたことから、新たに、他の市内事業者にお願いしたところです。

周知につきましては、島に暮らす全ての皆様に、自治会長を通じて、「救急搬送にかかる搬送者の変更について」というチラシを配付するほか、牛島コミュニティーセンターや牛島診療所にポスターを掲示するなど、周知したところでございます。

そして、今、議員さんが1軒ではなくというところもおっしゃったのですが、民間事業者は、これまでお願いしていた以外で、市内では1軒しか中国運輸局に登録がある方はありませんので、その方が御都合が悪ければ、これまでどおり定期船や漁船等で対応することになるかと思っております。

以上です。

○河村委員

わかりました。そうは言いながら、緊急時を常に抱えておると思いますので、緊急時というのは、必ず、海が荒れたりするんで、そんなことも含めて、ヘリコプターがあるじゃないかと言っても、なかなか、ヘリコプターに頼れりゃいいけど、それも難しかったらということがあるんで、ぜひ、漏れのないようにお願いをして終わりたいと思います。

4 環境部関係分

- (1) 付託事件審査
- ①議案第94号 令和元年度光市下水道事業特別会計補正予算(第1号)

説 明:中本下水道課長 ~別紙

質 疑:なし

討 論:なし

採 決:全会一致「可決すべきもの」

(2) その他(所管事務調査)

質 疑

○河村委員

予算のときに外来生物についてのいろいろな話がありましたが、実施といいますか、 確認といいますか、されておったら報告をお願いいたします。

○植本環境政策課長

特定外来生物のまずアルゼンチンアリにつきましては、生息地域におきまして地域の 住民の方々と一斉防除に努めているところでございます。

その中で、地域の住民の方々によります協議会の立ち上げというのもできましたので、 今後はその協議会と一緒になって一斉防除の効果を高める手法等を検討していきたいと 考えております。

また、セアカゴケグモにつきましては、本年5月から毎月定期的に職員によります生息調査というか、発見場所の付近におきましても調査を実施しております。それにつきましては現在、こちらの調査におきまして生息の確認はとれておりません。

以上でございます。

○河村委員

5月からクモの調査をやったということですが、当初全域についての調査もというような話がありましたが、生体を発見した場所の近辺だけの、例えば側溝の陰とか下とか、そういう話だけなんですか。

○植本環境政策課長

現状はそういった調査を続けていくこととしております。

○河村委員

要は、全域について、まさか1個ずつ側溝をはぐって全部をちゅうわけにいかないんで、そうは言いながら、ある一定の点をやってみるというようなことを恐らく計画しちょると思うんですが、どんなですか。

○植本環境政策課長

先ほども申し上げましたように、まずは発見付近の調査を進めてまいりまして、発見 状況にもよりますけど、その付近の主要な交差点というところも調査をする必要がある かというのを今後検討はしていきたいと思っております。

○河村委員

今活動期をひょっとすると終わって動きが悪くなる前に、ぜひ一定のテリトリーといいますか、その場所、定点をしっかり調査して、いなければいないで安心なんで、そのあたりのところについてはしっかりお願いをしたいと思います。

それから、アルゼンチンアリですが、どうも一斉防除という言い方が常にひっかかるんですが、畑の部分、道路についてはしっかりやるということでしたからやっていると思いますが、畑の部分、それから、一部聞いたところでは、みたらい保育園あるいはかんぽ、そういったところで結構アリが異常に繁殖をしているという話も聞くんですけども、そのあたりについての調査といいますか、どんなですか。

従前から、今、畑の黒いシートや何かはぐってみたらいっぱいおったと、こういう話はあったわけですが、そのあたりの全体的な捉まえ方をどのようにしとってのか、まずそこから。

○植本環境政策課長

そういった畑とか空き家、空き地も含めてそうなんですが、そこら辺につきましても、協議会の中では課題として取り上げて、また薬剤の問題とかも出てきますが、一応こちらのほうで、時にはこちらのほうが現地確認も参りますし、そこら辺で課題の整理を進めていきたいとは思っております。

○河村委員

何か立場がひっくり返っちょるような気がするんですが、市の報告書の中でも撲滅をすると、そういう結びじゃったと思うんですが、撲滅ということについて、何かちょっと意識が足らないというか、今の話でいけば地元で協議会をつくったから、協議会のほうへお願いしちょりますと、こういう話にしか聞こえないんですが、そのあたりはどんなですか。

○植本環境政策課長

こちらも撲滅いうか、軽減も含めて今のアリを抑制というか、生息を抑制するために 今住民の方々と協力してやっておりまして、その中で協議会を立ち上げて、そういう一 斉防除に係る薬剤の確保というものも見込みまして、そういった中で一斉防除が行き届 かない部分というのも、住民の方々と協力し合ってやっていくこととしております。以上です。

○河村委員

家、住居があるところは恐らくそれでいいんだろうと思うんですよ。だが、畑とか田んぼとか、あるいは公共施設のような、あるいはかんぽのような大きな土地をお持ちのところで、どの程度、効果があるも何も全く調査の話が返ってこんから、私が聞いた話では車の中にも、例えば食べ残しがあったりすると、アリが物すごい出てくるという話を聞いていますので、そのあたりの対応というのは、例えばみたらい保育園は公立ですから、どの程度の調査をしたのか。聞き取りだけでも随分違うと思うんですけどね、そのあたりはどんなです。

○植本環境政策課長

先日、みたらい保育園のほうからそういったアリの苦情というか、アリがたくさんいるという報告を受けまして、こちらのほうが参りまして、一応現地を調査いたしまして、やっぱりアリの巣になりやすいマットとか、そういったものを撤去していただくとか、周りの草木とかが、草とかもきちんと刈っていただくようお願いするとともに、車の中にも入ってこられるということで、食べ物とか食べかすとかというものを置かないようにお願いというか、指導はしてまいりました。

食べ物を車の中に置かなくなったらもうアリが来なくなったという報告も受けております。

以上でございます。

○河村委員

だとするならば、普通民家もあるんじゃ、子どもさんもおるんじゃ、そういうところにはそういう注意喚起とか、あるいは畑にも今ごろは草が生えんように黒いシートを皆張ったりしてやっていますから、そのあたりの対策を含めて、私が聞いている範囲内で言えば、そういう対策をするとアリが移動するんだと。アリが移動するから、また効果が切れたころには戻ってくるという、その話も聞いたりするんで、本当に退治をしようというふうには聞こえてこんのいね。

住民がやるったって、自分らじゃ限度があるんじゃから、その限度を超えてできるのは行政なの。で、行政にしかできんところは自分たちでもう少し突っ込んでやらんにゃ解決には向かわないと思いますので、そのあたりのところについてはしっかり、単に支援するというんじゃなくて、自分の持ち分は自分たちできちっとすると、そこを徹底していただいたらと思います。

それから、容器包装の黄色い袋ですね、黄色い袋でリサイクル用に集めておったんですが、要は汚れておるものとかというものを燃やしてもええというふうになったと思うんですね。

ある程度、恐らく定着もしてきたんではないかなというふうには思っているんですが、

例えば黄色い袋について、今全部破ってからもう一回まとめよる話なんですが、100%をやろうじゃないかというような運動が必要なんじゃないかと思うんですね。要するに黄色い袋を出してくれたら、はあ全部そのまま固めて出せるような状況をつくろうと。それ以外についちゃもう焼却処分にするというような形が要るんだろうと思うんで、ぜひ今のほかの袋も含めて、前から私言うちょりますが、リサイクル用の青い袋ですね、あれについては瓶、缶、ペットちょっと分けていますから、高齢者からするとすごい不便なんですよ。同じ袋で別なものを入れんにゃいけんという、そのあたりの対策について、しっかり検討をしていただきたいなと、答えはええですから、検討をするということをお願いをしておきます。

それから、恐らく考えておられると思うんですが、下水道を新しい形にしようということなんですが、もう本管は全部行ったんですよね。まだですか、どのくらい残っちょる。

○山本下水道課下水道技術担当課長

下水道の整備のことでございますが、人口普及率でまず申し上げたいと思うんですが、 処理人口を対象に行政人口で割った数字でございますが、80.4%、8割でございます。 認可区域に対する普及率ですと、95%近い数字となっております。

以上でございます。

○河村委員

人口普及率が80.4%はわかりましたが、本管、大きな、何ぼじゃったですか、管のあれが全部最後まで行ったかどうかと。

○山本下水道課下水道技術担当課長

本管の整備状況でございますが、いわゆる幹線管渠と申しまして、20ha以上の大きい管渠については整備はおおむね終わってはおるんですが、それ以外の枝線管渠、それに連なる小さい管渠については、まだ整備が残っております。ちょっと数字的にいくらというのは、今集計していないんで申し上げにくいんですが、そういった状況でございます。

○河村委員

それはある意味ではされなくて残っちょるわけじゃから、枝については。最終的には 認可区域そのものがまだ残っちょるとこがあるんかいね。 2割は残っちょるちゅうこと なんかいね。

○山本下水道課下水道技術担当課長

認可区域内の人口でいいますと5%程度が残っているというふうに思っております。 以上でございます。

○河村委員

それであるならば、これからの進め方としてね、最終的な、要は管網整備のあと5%ということですから、恐らく難しいところが残っておるんだと思うんですね。その難しいところについての1回対策を示していただきたいなと、図面上でも構いませんので、別に次の回で結構ですからお願いをしておきます。

それから、深山の処理場ですが、何か報告することがあれば報告していただけますか。

○中本深山浄苑長

今、再稼働に向けまして職員2名で当たっておりますが、搬入路の復帰状況というのがはっきりしませんので、このまま続行したいと思っております。 以上です。

○河村委員

来年の3月に復旧するとか、そういう見込みもない。

○中本深山浄苑長

ほとんど僕も現場のほうに毎日顔を出しておりまして、なかなか復旧のほうがめどが 立っておりません。

以上です。

○河村委員

終わります。

○田中委員

そしたら、災害廃棄物処理計画の策定についてお尋ねしたいと思うんですが、大規模 災害時の廃棄物処理計画について策定の取り組みについて、光市ではどのようになって いるのか、お聞かせいただけたらと思います。

○小山環境事業課長

本市の災害廃棄物処理計画につきましては、平成28年度の光市地域防災計画の見直しにあわせて、計画の中で災害廃棄物等処理計画として整理をしており、これは県の災害廃棄物等処理計画、また、県が参考として示す災害廃棄物等処理計画策定の際の要件に沿ったものであると考えております。

しかしながら、災害廃棄物を適切かつ迅速に行うためには、災害廃棄物等処理計画を補完し、計画の具体的かつ実効性を確保するためのマニュアル的な性格を持つ計画の策定が必要であると考えております。現在、検討を進めているところです。

以上です。

○田中委員

廃棄物処理計画、いわゆる仮置き場とかも具体的に示すことが示されている中で、周 南市のほうが少し計画策定に向けて動くというような話も耳にしているんですが、これ 光市はいつごろまでにとかというような目標はある。

○小山環境事業課長

山口県循環型社会形成推進計画の中で、平成32年度(令和2年度)までに県内全市町で策定を目標に定めておりますことから、それに向けて進めていきたいと考えております。

○田中委員

今32年度内ということでお話があったんですが、豪雨災、7月豪雨災害、光市では体験しまして、特に仮置き場については、私も市民の方から相当な連絡が当時来ましたけど、その中で具体的に課題等とかも見つかっておりますので、年度で言えば32年度内なのかもしれないけど、来年の梅雨時期等を迎えると、また災害が起きるという可能性もありますので、周南市のほうはいつまでにやるのかわからない、災害を体験してやっぱり策定するという方向で動いているという話も耳にしますので、一日も早いというか、災害が起きるであろう時期より前にぜひ策定していただけたらと思いますので、そのあたりはお願いしておきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それともう1点、ちょっと大きくアルゼンチンアリについて何点かお聞きしたいと思うんですが、先ほど質疑の中で地元が中心となった協議会と一緒にやっていく。一緒にやっていくというか、協議会のほうのサポートだみたいな話もちょっとありましたけど、これについて、現在の状況と今後取り組むことについて報告をいただけたらと思いますので、お願いいたします。

○植本環境政策課長

アルゼンチンアリの地元の協議会につきましては、先ほども申し上げましたように、 7月に設立されまして、第1回目の会議を7月25日に実施したところでございます。

その中で、今年度の薬剤のための財源確保、同じく来年度の薬剤の確保ということも 検討されまして、今後の一斉防除の進め方、また、懸案事項となっております空き家、 空き地の解消に向けた取り組みなどが協議をされました。

今後につきましても、空き家、空き地につきましては、まだ継続協議ということで、 また協議会の中で話を進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○田中委員

今話は、会議をやって薬剤確保また防除方法についてどうするかというようなお話もありましたけど、防除方法については、以前、廿日市のほうに勉強に行かれたということもありましたけど、防除方法については従来どおり行うのか、それとも何か新しい効果的な手法というものを考えられていらっしゃるのでしょうか。

○植本環境政策課長

防除につきましては、各世帯にベイト剤を置く一斉防除の取り組みには変わりはないんですが、協議会の中での話し合いの中で、このたび県の財団法人の財源が確保できたということで、ある程度の額が確保できたということから、一斉防除の回数をもう一回増やすという取り組みもなされております。

以上でございます。

○田中委員

今、県の財源の確保ができたというようなお話もあったんで、ちょっと財源の確保というもので、どの程度確保できたのかというところと、これがあることで一斉防除、従来のベイト剤を使ったものの回数をふやすというようなお話もあったんですけど、ちょっとそのあたりもう少し詳しく、要はベイト剤の薬剤のお金を確保するために補助金を取ってきて、お金が取れたから回数を増やそうという考えなのか。

○植本環境政策課長

今年度の財源につきましては、一般財団法人山口県環境保全事業団から15万円の助成をいただきまして、それと室積連合自治会の助成金と合わせて薬剤をどれだけ購入できるかというのをまず試算をいたしまして、その中で3回の一斉防除ができるのじゃないかという協議会の中で話し合われまして、通常でしたら6月と9月に行う一斉防除を10月にも行うという、それプラス空き家、空き地の薬剤の確保ができる見込みでありますことから、そういった形で進めていくというふうに協議会の中で決まったものでございます。

以上でございます。

○田中委員

協議会の取り組みを尊重するという部分では理解するところではあるんですけど、今のお話でいくと、市のお金は持ち出しせずに、いわゆる協議会の人たちがお金を取ってきて、それでできることがあるのでやりますよというような報告に聞けないこともないんですが、市としましては、協議会との関わりというのはどういう関わりなの。

○植本環境政策課長

毎回協議会には参加させていただいて、そういった話し合いを一緒にさせていただいて、防除につきましても、市有地とか、市道とかというのもこちらの部分はやらせていただいて、それといろいろな諸課題につきましては、いろいろと一緒に整理をさせていただくというスタンスでございます。

以上でございます。

○田中委員

そしたら、廿日市の何か勉強会に行かれたときに液剤も使ってというような駆除方法があって、それが効果を上げているんじゃないのかというような話もあったかと思いますが、そういった情報、いわゆる駆除のやり方の情報提供みたいなものはされているんですか。

○植本環境政策課長

まずは、このたびは一応薬剤の確保が3回、一斉防除が3回できるということで、まずは一斉防除を3回やっていくというのが協議会で話し合われたことですので、まずはそれに向けて協議会の中でやっていくということが固まったものでございます。

以上でございます。

○田中委員

協議会がやりたいことに対する活動資金というのは、目的を達成するための資金が確保できたかということが1つと、ほかに何か課題が今あればお聞かせいただけたらと。

○植本環境政策課長

この7月に市の市民提案型協働事業にも協議会として申請をして薬剤の財源確保の見込みを立てておりますが、今から様式等、こちらのほうもいろいろお手伝いさせていただいて、来年度予算も予算確保に向けて努めているところでございます。

今後、それ以外の課題につきましては、また協議会の中で話し合っていきたいという ふうに考えております。

以上でございます。

○田中委員

協働事業提案制度につきましては、この委員会でもこれを使ったらどうかというような提案をしておりましたので、これをまさに協働事業なので、今後しっかりお話をしながら進めていただけたらと思いますが、先ほど空き家、空き地への対策という部分で話をして行政ができることをというようなお話も先ほどの質疑でほかの委員からありましたが、そのあたりで空き家、空き地への対策というものはどのように今後行われていくのでしょうか。

○植本環境政策課長

現在、実施に向けて協議会の中で調整というか、協議を進めているところでございます。

○田中委員

いわゆる空き家、空き地に対して今まで課題とされていたのが、いわゆる所有者がわからないというものがあって、一方で、行政では所有者がわかるのではないのかというようなものがあって、その中で行政側から何かできることがあるのじゃないのか、そし

てまた、環境省のほうのものであれば、今認定を受けている中で、立ち入りが一定のものは認められている部分があると思うのですが、そのあたりも含めてお答えいただけたらと思います。

○植本環境政策課長

一応事前にこちらのほうから自治会宛てに空き家、空き地の実態調査をお願いいたしまして、その空き家、空き地が一目でわかるような地図に落としたものをこちらのほうが用意いたしまして、7月の協議会の会議でお示ししたところでございます。

今後は、空き家、空き地1軒1軒を地元の自治会の方々と協議をしながら所有者の確認方法とか、所有者がいるいない、所有者の有無とかいうのを突きとめてまいりまして、委員さんが言われましたこちらのほうの立ち入りというのが認められておりますが、そこら辺も念頭に置きながら協議、今後進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○田中委員

協議をしながらということ、所有者につきましても、変な話、私でも一階に行けばというか、どなたでも行けば、調べることができますので、その辺はこういった情報提供も含めて、それも市民がやるのか、行政がやるのかの違いだと思いますので、もっと実効性のあるもので取り組んでいただけたらと思います。

あとちょっと課題としてあったのが、アルゼンチンアリの拡散防止の取り組みとして お聞きしたいと思うんですが、今の段階では調査も含めて室積の一部自治会ということ でお聞きはしているんですが、拡散防止の取り組みとして今何か行っていることがある のか。そしてまた、何か有効な取り組みとして持っている情報があればお聞かせいただ けたらと。

○植本環境政策課長

現状を申し上げますと、こちらといたしましては、早期発見早期対応の観点から市のホームページや広報につきましても、5月10日号に掲載いたしましたが、それと、本年度よりアルゼンチンアリを含めた特定外来生物の出前講座を開設するなどして、さまざまな形で情報提供を進めているところでございます。

拡散防止につきましては、一斉防除が一番の拡散防止になるというふうには思っています。

以上でございます。

○田中委員

もう一つお聞きしたいのは、今のホームページのほうに載せてあるということで、市内の状況の中で、市内で発見されましたという分は紹介されているんですけど、いわゆる私たちも市民の方から切実な声を聞いて、室積自治会を通して各単位で困っているというお話を聞くんですが、ほかの地区においてはどこに生息しているのかも知らないで

すし、危機感が全くないといってよろしいと思うんですね。

そういった中で、いわゆる生息エリア、いわゆる室積のここ、自治会名まで言わなくても、ここのエリアに中部か東部か北部か、そういったこともお知らせして知っていただく必要があると思うがという声も、この委員会の中でもあったんですが、そのあたりについてはいかがお考えでしょうか。

○植本環境政策課長

ホームページ等のそういった周知につきましては、県内のちょっと状況も確認させていただいたところ、そういった生息域を提示しているところはございませんでした。

ただ、こちらとしてもそういった市民の方々の周知を図る上でも、出前講座等でそういった御質問というか、質疑等が出れば情報提供という形でお教えはしたいとは思っております。

以上でございます。

○田中委員

出前講座で質疑があればということなんですけど、他のエリアに住んでいらっしゃる 方は問題意識を持っていらっしゃらないので、まずこういった質問は出ないのかなと思 うのがまず1点と。

ほかの市町で生息エリアを掲示しているところはないというお話だったんですが、反対に言えば、他市町のことで言えば、例えば光市の場合だと実態調査を行っているじゃないですか。その中で、自治会、個人情報という1軒1軒の情報までは載せなくても、市の予算をかけて調査をやっているので、その調査方法についてはエリアで示して件数等を示して報告を公開しているところもありますので、何を目的とするかによってくるとは思うんですけど、やっぱり拡散を防いで、撲滅に向けて市がしっかり取り組んでいくという姿勢のあらわれが、やっぱりこういったとこに出てくると思いますので、そのあたりは協議会と一緒になってやっていくというお話ですけど、市のほうが、協議会が言うからというわけではなく、やっぱり市も撲滅に向かってやるんだという強い意識を持って取り組んでいただけたらと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○森戸委員

1点だけ、食品ロスの削減対策についてちょっとお尋ねをするんですが、6月の議会でもやりましたけど、その後、フードバンク自体は周南市の大手、地場大手の上場企業のスーパーに設置をされたことと、周南市役所のフードバンクポスト自体が設置をされております。

防府市では、防府市内のチェーンストアでもフードバンクポスト自体が設置をされた、 もしくはされるということなんですが、その後、そういうものに関して何か調査をされ ましたですかね、その辺のところわかればお願いします。

○小山環境事業課長

フードバンクについての調査につきましては、光市としては調査についてはしてはおりません。ただ、情報提供的に県のほうに確認をとってはおります。

○森戸委員

市内でもニーズがあると思いますので、大手の会社もそういうニーズがあるんじゃないかというふうに言っておりましたので、ぜひ、他の市町ではどんどん進んできていますので、防府は社協に次いで2カ所目ということになろうかと思いますので、周南なり近場をぜひ、フードバンクポスト自体の中をしっかり見るとか、その辺のところからやっていただけたらと思います。

また、12月に聞こうと思いますので、よろしくお願いいたします。 以上です。

○磯部委員

すみません、後先になって大変恐縮なんですが、前回お話になっていれば、もう一度 再確認という意味で、先ほどのアルゼンチンアリの協議会のメンバーを教えていただき たいと思います。すみません、後先になりましたが、お願いします。

○植本環境政策課長

一応設立当初は8名で、室積地区の連合自治会長を初め、その他その生息域の自治会 長と自治会の方、それと室積コミュニティセンター……(発言する者あり) (中断)

○植本環境政策課長

すみません、申しわけございません。ちょっと今の発言を訂正させていただきます。 再度、メンバー構成は、室積地区連合自治会長と連合自治会の役員の方、それと、一 斉防除を一緒にやっておられる各自治会の会長及びその自治会の役員の方と室積コミュ ニティセンターの職員の方になっております。8名でございます。

○磯部委員

もう一回確認しますね。じゃ、室積地区連合自治会の会長が何人、一斉防除にかかわる自治会長さんが何名とか、コミュニティセンターの方が何人とかアバウトでいいので、 そのあたり数字的なもの、8名の人数を教えていただけますか。

○植本環境政策課長

室積地区連合自治会長が1名いらっしゃいまして、それ以外の自治会関係者の方々が6名、それと室積コミュニティセンターの方が1名でございます。

○磯部委員

わかりました。では、ここには地域の課題を持たれている方、そして室積地区の連合

自治会長さん、そしてコミュニティセンターの、センター長さんかわかりませんけれど も、その関係の方ということで、ほかのそういった方は全く入っていないということで いいですね。

- ○植本環境政策課長現状ではそうでございます。
- ○磯部委員了解しました。

5 経済部関係分

- (1)付託事件審查
- ①議案第93号 令和元年度光市一般会計補正予算(第2号) 〔所管分〕

説 明:西村農林水産課長 ~別紙

質 疑

○森戸委員

10ページの市単独の災害復旧工事のスケジュールがわかればお願いいたします。

○西村農林水産課長

市単独事業、農道災害復旧のスケジュールについてのお尋ねです。

この補正予算で御了解いただけましたら、直ちに工事を発注いたしまして、工事の方に入りたいと考えております。

以上でございます。

○森戸委員

完成までとか、その辺までわかれば、いつぐらいなのかとか、その辺。

○西村農林水産課長

入札の状況によっては不落札の可能性もございます。順調にいけば、この10月初旬ぐらいから発注いたしまして、12月ぐらいに業者決定いたします。それから、順調に作業が進めば、年度末ぐらいまでには工事が完了するのではないかと考えております。 以上でございます。

○森戸委員

よろしくお願いします。

○河村委員

市単独事業ということじゃったんですが、災害復旧の中で市道、農道あるいはその他 道路と、こういう話になるんですが、単独事業がどの程度あったのか、ちょっと教えて もらっていいですか。

○西村農林水産課長

災害復旧に係る単独事業の状況ですが、昨年の平成30年度に係る補正等を行った事業 につきまして、約200ヶ所所程度ございました。

以上です。

○河村委員

ええです。

討 論:なし

採 決:全会一致「可決すべきもの」

(2) その他(所管事務調査)

質 疑

○畠堀委員

私のほうから、今年度の事業について2件ほどお伺いします。

まず1つは、光ブランド創出事業ですけども、今年度の取り組みの進捗状況と、この事業については特に認定したいろんな特産品等についてPR、販路を拡大していくというふうなことを助成していくんだということでうたってありますけども、これまでに認定されたものについての、そうした取り組みについてもあわせて御紹介いただけたらと思います。

○讃井商工観光課長

それでは、光ブランド創出事業の、まず本年度の取り組みの状況についてお答えいた します。

現在の進捗状況でありますが、7月から8月にかけまして、光ブランド創出事業補助金の交付申請者の募集をいたしました。その結果、3件の交付申請がありまして、8月20日に市の職員のほか観光土産品販売等に関しての知識・経験のある外部委員で構成する光ブランド創出事業審査会において、ヒアリング審査を実施、その結果を踏まえ、3件の補助金の交付を決定したとこであります。

現在、それぞれの事業者が商品開発を進めており、2月の下旬には全ての商品開発が 完了する予定となっております。

それから、3月に光セレクション認定をしたわけでございますが、そちらのほうのPRについてであります。

県外県内での観光PRの出展やイベント等で周知を行うと同時に、あわせて市民の方に光市の新しいお土産品として認知してもらうための活動を行っております。

今年度、まず6月にビーチランに際して、ブースを設けまして周知を行いました。それから、6月にはレノファ山口サンクスデー、7月7日にはふるさと光の会、8月9日には、下松市にクルーズ船が寄港したことに伴いまして、ブース設置をしてPRをしました。

それから、8月22日には、日本の森・滝・渚全国協議会においてPRしたとともに、8月30日から31日にかけては、東京都で開催されました「うまいっちゃフェア」でPRをしております。

また、9月の14日には、山口市でレノファ山口のホームタウンデーということで、こ

ちらのほうにも出向いてPRをしたとこであります。 以上でございます。

○畠堀委員

ここの取り組みについては大変すばらしい取り組みで、中には非常に品質のすぐれた 好感の持てる品物たくさんあるように伺っておりますし、実際に私もそれを見て思って おります。

PRについては、これまでにも積極的に取り組んでいただいているようですけども、 今お伺いする中、県内での取り組みが非常に多いわけですけども、やはり市内に住む市 民の皆さんがしっかりそこのところを認知していただいて、市民の皆さんが自信を持っ て市外に持参できるような、お土産として持っていけるような、そうした取り組みとい うのも根本的には大事なんではないかなというふうに思います。

そうした観点からいたしますと、今御紹介の中では、8月の森・滝・渚のときの所管は違いましたけども、ほかの所管で行う事業の際のPRというのは、すごい私よかったと思いますし、市ではほかの所管でもいろんな事業をたくさんやっておりますので、こうした取り組みについては、ぜひ所管をまたがった横の横断的な取り組みというものをぜひ展開していただくと、やっている皆さんも非常にモチベーション上がるのではないかと思いますので、ぜひ、そうした観点からのPRについてもお願いをしておきたいというふうに思います。

何か特に今後の取り組みについて、何かお考え等あればお伺いしますけど、なければ 特によろしいですが、いかがですか。

○讃井商工観光課長

今委員さんが言われたとおり、他の所管と連携をとって自分たちのやっている今後のイベント等、情報交換をしながら効果的にPRに努めてまいりたいと思います。

今後の予定としては、10月に冠山総合公園で灯花祭が行われます。それから、12月には、バドミントンのS/Jリーグが総合体育館のほうで開催されるという情報も得ておりますので、こうしたところでもPRをしてまいりたいと思います。

以上です。

○畠堀委員

この事業については、継続してやっていかないといけないと思いますし、ぜひ市のほう、セールスというか、ぜひそうした取り組みについて拡大・拡充のほうお願いをしておきたいというふうに思います。

次に、これも今年度事業として上げられておりました民間バスの運行助成事業ですけども、新しい路線の乗り入れということで、2つの路線が拡充しておりますけども、このあたりの現在の状況と反響等について何かありましたらお知らせいただけたらと思います。

○讃井商工観光課長

本年の4月からバス路線の見直しを行ったことに対するお答えを申し上げます。

5月から乗り入れを開始しております防長バスの光駅と島田駅の利用につきましては、 防長交通からは具体的な人数等は把握していないとのことでありますが、それぞれの鉄 道駅から乗降される方は日によってばらつきはありますが、一定の乗降者数があると聞 いております。

また、光総合病院の5月7日の外来診療開始にあわせまして、ぐるりんバス、中国JRバス、防長バスが乗り入れておりますが、直近でいいますと、9月20日のそれぞれの路線バス第1便で、光総合病院でバスをおりられた方は、ぐるりんバスにおいては7人、JRバスについても7人、防長バスが1人という状況でございました。

以上が直近のバスの利用の状況でございます。

以上でございます。

○畠堀委員

こちらについても、大変厳しい状況の中で、路線の拡大について取り組んでいただいておるということで評価しておるわけですけども、もう少し乗客の方伸びていっていただく必要もあるのではないかと思いますし、そうした観点からすると、やっぱり市民の皆さんにこうした拡充の状況というのがうまく伝わっているのかなという思いもいたします。

路線を拡充しただけではなくて、利用促進に向けた取り組みというのもあわせて考えていく必要があるのではないかと思いますが、今年度は特に、環境のほうで行われたノーマイカーデーのときにそうしたPRもされているようですけども、やはりそうした積極的なPRというのが、なお一層重要になってくるのではないかと思いますが、そのあたりのところについてのお考え、何か今後の取り組み等ありましたら教えていただきたいと思います。

○讃井商工観光課長

利用促進についてのお尋ねであります。今回バス路線の見直しにつきましては、ホームページや市の広報などにおいて周知・啓発を行ってきたとこでありますが、まだまだこうした情報について御存じない市民の方がいるということも、課題の一つとして捉えているとこであります。

そのため、新たなバス路線のわかりやすい情報提供に向けて、現在、光市地域公共交通協議会におきまして、光市バスマップの作成を進めているところであります。完成しましたら速やかに各コミュニティセンターや総合病院、鉄道駅などに配布をいたしまして、また、出前講座「創りんぐ光」の資料として活用するなどして周知を図っていきたいと考えております。

以上でございます。

○畠堀委員

今後の利用促進についても、新たな取り組みということで考えていただいているようですが、あえてこういった取り組みについても、先ほどのブランドのPRとあわせて同じような考え方になるかと思いますけども、やはり市の中にはいろんな事業を展開しております。

例えば、所管が違うとこでいきますと、健康診断の促進だとか他の部署ではやっておりまして、そうしたものを伸ばしたいというようなことでいろいろ取り組んでいるわけですけども、そうしたときに、高齢者の方への足の確保だとか、例えばそのほかの事業として、おっぱいまつりのときの交通手段だとか光まつりの手段、いろんな事業がありますので、そうしたところと絡めて、ぜひ公共交通機関を使っていただくと、PRしてもらうと、あえてもう少し踏み込んで言えば、何かそこにプレミアムをつけるとかというようなところで、公共交通機関を使うということを浸透させていくことをぜひ取り組んでいただけたらと思いますので、これは今後の取り組みとして提起してお願いをしておきたいと思いますので、積極的な取り組みをよろしくお願いします。

以上です。

○磯部委員

先日の台風も結構いろいろ、被害が結構あったような状況の中で、前回一般質問の中で、室積海岸の松原海岸のあたりの状況、今回の台風ではそれほど潮位の問題もあり、満潮の時期とそのあたりが合わなかったということもあって、さほど大きなものはなかったんですが、聞いている中で、危険除去のための当座の対応ということがよくちょっと理解できなかったとこがありますので、改めて委員会の中で御説明をいただきたいなというふうに思っております。済みません。

○西村農林水産課長

それでは、浜崖の安全確保についてのお答えを申し上げます。

一般質問の部長答弁の中でも御説明しておりますが、台風10号通過後、職員によるパトロールなどで侵食による浜崖を確認されたことから、特に浜崖が大きく危険な場所、ちょっとオーバーハングをしたようなところ、上に人が乗ったりしたりして転落する可能性があるようなところは職員がスコップでたたいて落としております。

また今回、日曜から月曜にかけて台風17号の襲来を受けまして、また状況も変わっておるところと思いますので、再度現地の方を確認いたしまして、必要に応じて建設機械で浜崖の肩を削ったり、背後地に影響がある場合には大型土のうなどいろいろな対応を行っていきたいと思います。

以上でございます。

○磯部委員

もう1点、杭の状況なんかも御説明あったと思うんですけれど、あわせてむき出しになっているようなところ、昔、大型の土のうを入れて、それもむき出しになっているような状況もあったかと思いますが、すみません、再度そのあたりもお願いいたします。

○西村農林水産課長

再度質問ということで、杭の状況ということなんですけど、かつて海岸侵食に対策と して大型土のうをつくり、杭を打ち込むなどの対策を行ったように聞いております。

当時、余りにも杭が突き出したために、ある程度、先端を切って露出を控えたということもございます。現状、台風10号以降経過観察を続けておりますので、確認できる範囲においては、徐々に砂が堆積方向に向いているということで、今後、余りにもむき出すような状況がありましたらそれなりの対応は考えておりますが、今のところはしばらく経過観察を続けていきたいと考えております。

以上でございます。

○磯部委員

わかりました。この夏ですね、せっかく泳ぎに来られた方が、あの杭はどうなったのというようなお声が結構ありまして、私たちもあれぐらい市も一生懸命保全計画で着実にやってくださっているとはいえ、なかなか砂の侵食がままならないという状況も御説明いたしましたが、今そういうふうな状況であるということですので、そこは今後もしっかりと現地を再確認していただいて、危険なところは対応していただきたいというふうに思っております。

今は、海岸保全計画で市も一生懸命毎年予算をとっていただいているということは 重々理解しておるところでございますが、質問の中でもありましたけれども、用地買収 や防潮堤、このあたりがなかなか前に進んでいないというのが現状であります。

そうはいいながらも、毎年これから何年も待っているわけには、地元としてはなかなかできない。ということになると、以前、私、委員会で質問したことあるんですけれども、砂はその当時の専門の先生方がとどまると、だから、13万5,000m³ですか、全体で、それを投入したら前浜がきちっとつくと。私は専門家ではありませんので、その言葉を信じて、じゃあ、なかなか用地買収や防潮堤がそういうものができないのであれば、住んでいる住民の人たちは少しでも台風や、これから冬季波浪でまた砂がなくなるんじゃないかと、自分たちの住まいのとこまで、自治会館もえぐられるような状況でもあると思いますので、そういうことを考えたときに、もっと砂に集中して予算をとっていただくような、そういうことも可能なのかどうか。

国もそのあたりの現状を見て、やはり最近の思いもよらないような台風の状況、そのあたりを踏まえて、海岸端というのは非常に課題が大きいのかなと思いますので、せっかくのこの予算を砂に少し集中できるのかどうか、地元の方のお声もありましたので、ここでもう一回再確認をしておきたいと思っております。

○西村農林水産課長

養浜工事を最優先にして工事を進めていけるのかどうかというお尋ねに対するお答えですけど、室積海岸の侵食については、我々も養浜の早期着手というのが最優先課題だと考えて、今必要な調整を進めておるところです。

ただ、財源の問題もあって、1回に投入できる量というのもある程度限られてくると思います。それと、この養浜事業という特殊性を考えれば、事前の解析結果、これと投入後の結果が本当に整合しているのか、その辺も注視しながら進めていく必要もあるかと考えております。

このため、養浜の実施については養浜のみというよりも、用地買収、補償、防潮堤の 工事等、これらのバランスを考慮しながら進めていくことが必要なのではないかと考え ております。

以上でございます。

○磯部委員

そうはいいながらも、一番効率的に早く安全を確保してほしいというのが、地域の住民の人の願いであります。国もそのあたりはしっかりと市のほうからお願いをして、少しでも自然が残ったまま前浜がつくという、その検証ができれば、それにこしたことはないわけですから、このあたりはしっかりと市のほうが今後も、今まででもしっかりやっていただいているとは十分理解しておりますが、今まで以上にそのあたりをしっかりと協議をして前に進めていただきたいということをお願いしておきたいと思います。

そしてもう一回、もう1点ですけれども、以前もこの養浜の搬入のときに、ちょっと課題があった時期がありました。今回もその養浜の投入によってあったものかどうかはわかりませんが、石ころというよりも大きなコンクリート破片、このあたりが残骸として残っておりました。

以前、大きな岩やそういうものがごろごろむき出しになってしまったということがございまして、砂の搬入についても、どのような今後課題があるのかなというふうに思いまして、なぜこういうふうな状況になるのかというのがちょっと疑問なのですが、そのあたりはどう捉えておられますか。

○西村農林水産課長

砂の投入についてのお尋ねということなんですけど、大きな殻がかつて投入されたということについて、詳しい事情はわからないんですが、この間の台風10号のときに、かなり殻が山積している状況が見られています。

これがどのような経緯になって搬入されたかというのはわかりませんが、今回の養浜工事につきましては、島田川河口の砂を取って、それを入れていくということです。

粒径がある程度そろった砂浜に適した砂を入れるということは最重要な課題だと考えておりますので、工事の際にそういうことがないように我々も注視しながら、管理監督を行いながら工事は進めていくということを念頭に置いて、そういうことを防止していきたいと考えております。

以上でございます。

○磯部委員

今、工事の実施する方にも、業者さんにもそのあたりはしっかりと頭の中に入れてい

ただいて、それをきちっと監視していくという、その力強いお言葉がありましたので、 私たちもそれを期待しながら、なるべくそういう危険がないような状況に今後もなって いくよう、お願いを申し上げておきます。

以上です。

○森戸委員

消費税増税の対策としてのキャッシュレス決済によるポイント還元、これは10月から始まって来年6月までの仕組みといいますか、取り組みなんですが、この意図は消費喚起と中小・小売店の売り上げを落ち込ませないための経済対策ということなんですが、まず、増税の2%の幅の増税に対して、中小で買い物をすると税込み5%分相当のポイントが戻るということなんですが、そうでないと2%だということなんですが、ポイント還元が、その分かれ目が、まずどの辺にあるのか。

○讃井商工観光課長

キャッシュレス・ポイント還元事業の対象となる中小・小規模店舗の条件について、 まず御説明したいと思います。

条件は、主に中小企業基本法に規定されております中小企業者ということとなっております。製造業などにつきましては、資本金の額または出資の総額が3億円以下、または常時使用する従業員の数が300人以下の企業。卸売業につきましては、資本金の額または出資の総額が1億円以下、または常時使用する従業員の数が100人以下の企業。小売業に関しましては、資本金の額または出資の総額が5,000万円以下、または常時使用する従業員の数が50人以下の企業。サービス業につきましては、資本金の額または出資の総額が5,000万円以下、または常時使用する従業員の数が100人以下の企業が対象となっているところであります。

そして、5%と2%の考え方ですが、中小・小規模店舗そのものが事業に参加する場合、これが還元率が5%となっております。

また、中小・小規模店舗のうち、ガソリンスタンドとか、契約で経営のノウハウなどの提供を受けている加盟店、いわゆるフランチャイズ店、これにつきましては、還元率が2%となっております。

中小・小規模の対象とならない大型の直営店、大手スーパーであるとか、そういった ものは今回のポイント還元はございません。

以上でございます。

○森戸委員

はい、わかりました。フランチャイズで直営の場合は2%で、例えば地域が出資をして、地域の方が出資をしてやる場合は5%というようなことかなと思います。違いましたっけ、それでよかったですよね、コンビニエンスでも。

○讃井商工観光課長

地域の方が出資。

○森戸委員

いやいや、FCなどで直営店舗と直営ではないお店があるわけなんですが、それは、 要は何ぼかお金を出してその権利を買って開店をするという、その分売り上げの粗利の 何%とか取られる仕組みなんですが、いわゆるそのパターンは5%となるんですかね。

○讃井商工観光課長

コンビニエンスのフランチャイズの形式に関することになろうかと思いますが、今ちょっと資料がございません。すみません。

○森戸委員

恐らくそうだと思います。それで、このポイント還元をもらうためには、今月の9月の6日までに経済産業省に登録をしないと10月には間に合わないんですが、その参加店は市内にはどのぐらいありますでしょうか。で、どのぐらいあるのかということと、消費者はどうやってそういうのを区別をすればいいのか、その辺のところをお願いします。

○讃井商工観光課長

現在、市内にどのぐらいの店舗が対象になるかということでありますが、このキャッシュレス・ポイント還元事業の事務局をしております一般社団法人キャッシュレス推進協議会、これによりますと、9月2日現在、光市においては61店舗がこの加盟店の登録の審査を経て対象となっているということであります。

それから、どのようにしてこの店舗を市民の方が知るかということなんですけども、 今の推進協議会のホームページで見ても確認できるんですが、店舗にはこのうちのお店 で使えますといった表示がなされますので、店舗に行かれてそこのお店は対象かどうか というのは、そこの時点で確認できるようになっております。

以上でございます。

○森戸委員

同じフランチャイズのお店でも2%と5%、きちっと表示をしてあれば、どちらがお 得かというのがわかるんだろうと思います。

それと、今61店舗ということなんですが、これはその中身ですかね、内訳というんですか、ほとんど小売業なのかなと思いますが、そんな感じで捉えてええんですかね。

それと、どう捉えたらいいんですかね、多いんですか、少ないんですか、その辺のところは。要はどのぐらいの店舗があって、どのぐらいが取り組んだ、その辺もつかんでいればお願いできればと思います。

○讃井商工観光課長

61店舗の内訳なんですが、いわゆる小売業と言われるのが48店舗、サービス業の部類

に入るのが13店舗となっております。

これが多いのか少ないのかということなんですが、中小企業の数と、全体の数というのがどのぐらいあるかと申しますと、これはあくまでも経済センサスでの調査、統計の数値なんですが、光市内に約1,900事業所あるとされています。これは先ほど言いました本市小売とかサービス以外にも、卸があったりいろいろな種類があるんですが、それぐらいあるということになりますので、多いか少ないかというのは、それと比較すると少ないのかなという気がするんですが、実際に消費者、市民の方がふだん行かれる店舗の数からしたら、1,900という母数じゃなくて、母数はまだまだ小さくなるというふうに考えております。

以上でございます。

○森戸委員

プレミアム商品券のときはどのぐらいの参加店がありましたかね、例えば商工会なんかでやった場合。

○讃井商工観光課長

今まさにプレミアム商品券の参加店舗は156店舗あります。前回、商工会議所のほうでされていたプレミアム付き商品券は200件ぐらいと記憶しております。

以上でございます。

○森戸委員

プレミアム商品券の参加店からすると、少ないのかなと思われます。要は、なかなか消費税増税後の対策としてこのポイント還元を、恩恵が受けられるか受けられないかの部分なんですが、私は、現状ではなかなか、例えば高齢者の方が決済ができるかどうか。例えば、クリーニング屋さんこの前行きますと、スマホか何かで決済する仕組みだったと思うんですが、そういうのが本当受けられるのかなあという疑問があるわけなんですが、そういう不公平感に関しては今後どう対応していくんですか。

市が対応するのも難しいかと思いますけど、高齢者にとってはその辺は取り残される のかなと思いますが、いかがですか。

○讃井商工観光課長

所管としても、そのあたりは懸念をしているとこではあります。国の事業でありますが、国のほうが今後どのような形で周知に努めていくかというのもちょっと注視しておきたいと思います。

以上でございます。

○森戸委員

半年間の、来年6月までの取り組みでありますので、積極的にPRをしていくしか方法はないのかなと思いますので、それが今後のキャッシュレス経済に移行するかどうか

の鍵になろうかと思いますので、積極的なPRをお願いをしたいと思います。 以上です。

○田中委員

一般質問のほうでも少しあったんですが、海水浴シーズンを振り返ってということで少しお聞きしたいんですが、振り返っての状況と海の家、市民のほうからどういった声があったか、お聞かせいただけたらと思います。

○讃井商工観光課長

今年の海水浴場の状況についてであります。

今年は例年に比べて遅い梅雨明けとなりました。さらに、海水浴場開設期間中に台風8号及び台風10号の接近等による天候不順もあったことから、海水浴客数については昨年の12万6,900人から、ことしは10万5,900人へと減少をしているとこであります。

それから、海の家、市民の声はということでありますけども、今年はアンケート調査 等実施をしていない状況であります。

以上でございます。

○田中委員

観光または海水浴の活性化に取り組むということで市の計画にも書かれているわけなんですが、何ていいますか、時代の変化もあるんですけど、海水浴が虹ケ浜、室積を含めてあんまり来場者数が減ってきているという現状があるんですけど、その中で何か体得していかないと活性化というものは起こらないわけなんですけど。

今年、何か特別なことやられたのかどうかというところと、また、繰り返しにはなるんですけど、やっぱり海の家、新しく1店出してくださいましたけど、その辺の現状の声を聞かないで、来年どうするかというところも生まれてこないと思うんですけど、そのあたりは観光協会というものがございますけど、その中で何か協議会みたいなのを開いて声を聞くという場はあるのでしょうか。

○讃井商工観光課長

海水浴の集客に向けての取り組みでありますが、例年であるんですが、7月1日から8月の31日まで夜間ライトアップをやっております。これ夜間ですので、直接海水浴客とはつながりはないかと思われるんですが、光の海水浴場の周知、PRとしてそういった取り組みをやることによって、多くのマスコミの方々等に取り上げていただいておりまして、そうしたことも集客につながっているのではないかと思っております。

それから、海の家につきましては、今年度1店舗新たな参加がありました。天候不順等もあってなかなか厳しい経営だったんではないかなというふうに推測されるんですけども、今後は、海の家、海水浴だけではなくて、観光協会の中で関係者と意見交換をする場もありますので、そうしたとこでいろいろな市民、事業者の声等も集約をしてまいりたいと思います。

以上でございます。

○田中委員

今、意見交換する場があるというお話だったんで、そこでしっかり聞いて来年度どうするかというのを考えていただきたいと思うんですけど、まずもって気になるのが、海の家が実際どういう経営なのか、黒字なのかどうなのかというのは、その辺、把握されていないような今状況ですし、例えばシャワーにしても、物すごい長蛇の列ができて、何分ぐらい待っているかというところとかというのも、把握されているのかなというのが今お聞きしながら思っているところなので、その辺はもう現場を見て、本当、生の声を聞いて対策を打っていただけたらと思います。

また、先ほどライトアップを行っているというお話もありましたけど、海水浴のお客さんに夕方まで、夜まで来ていただいて海の家につなげるというのも、やっぱり切れ目なくやっていくというようなアイデアを使ってやらないと、活性化というものは起きないと思いますので、その辺も提言させていただけたらと思います。

いわゆる遊泳時間ですね、今までも提案したことありますけど、5時になれば教育サイレン、子どもたちは帰る時間なので帰りましょうみたいな感じで放送が流れて、泳ぐなよみたいな放送が今年は流れていましたけど、そもそも子どもたちの教育サイレン18時ですし、子どもたちは子どもだけで海水浴に来ていいことになっていないので、そのあたりは放送も含めて、もう少し考えながら時間延長に向けてちょっと検討いただけたらと思います。これは幼児用プールも含めてですね。

あとシャワーについても、本当1時間近く待っている状況というのもまた今年も発生しておりましたので、民間が民業を圧迫するということで言われていましたけど、じゃあ、民間がシャワーを設置してもうかっているのかというところも、やっぱりもう一回声を聞いて、それが負担になっていないかというところも聞いていただけたらと思います。

あといろいろほかにもあるんですけど、またこれは違う機会にお話できたらと思います。

もう1点だけお聞きしたいのが、バリアフリー化というところで、いわゆる砂浜も走れる車椅子の活用という部分で、ブルーフラッグ認証の中でも同僚委員のほうからお話ありましたけど、山口県のスポーツ交流村にあるランディーズという砂浜を走れる車椅子があるんですが、これにつきましては、交流村のほうからも提供してもいいというようなお話で伺っているんですが、いわゆる海水浴の事務所のところにそれを設置すれば、もう貸し出しができる状況はすぐできると思うんですけど、これにつきましては海水浴シーズンだけじゃなくて、いわゆる今シャボン玉おじさんとか来て、虹ケ浜がにぎわっている中で、季節を問わず砂浜、光市の売りである自然を楽しむことが可能になってくると思うんですが、そのあたりでスポーツ交流村、民間と連携してこういったものを試験的にでも導入してみる気はないものか、お聞かせください。

○讃井商工観光課長

今、車椅子、障害を持っている方の砂浜でも使える車椅子について、スポーツ交流村から使ってもいいよというお話があったということでありますが、車椅子の配置について、保管する場所等も出てきますことから、そのあたりはよく確認をして、障害者であっても海で楽しんでいただけるような海水浴場というものを目指していきたいと思っております。

以上でございます。

○田中委員

はい、わかりました。よろしくお願いいたします。以上です。

○河村委員

一般質問のちょっと続きにもなるんですが、栽培漁業センターで中間育成をして放流をすると。で、その放流の結果、水揚げがないということについてのちょっとコメントをいただいてええですか。

○西村農林水産課長

栽培漁業センターの中間育成放流について水揚げが上がっていないということに対するお尋ねに対するお答えなんですが、放流実績というのが実はないということになっております。

これはなぜかと申しますと、現状、熊毛地区の管内各場所に稚魚を分担して放流しておるんですが、これらがいろいろな海域をめぐりますことから、この魚がどちら側にどう行ったとか、そういうことがちょっとわからないというところで、正確な数字がつかめていないというところがございます。

ただ、アワビについては、養殖した物と天然の物、若干差異があるようで、水揚げについて、漁協の聞き取りによれば、アワビの水揚げの5から7割ぐらいは中間育成したものだというふうに聞いております。

あと、ヒラメが3、4月豊魚だったということで、この辺の効果もあったのかと、このぐらいの情報しか確認することができません。

以上でございます。

○河村委員

今、アワビとヒラメの話をしちゃって、どっちも養殖はわかるのいね。だから、ある程度の実態はわかると思うんですが、そうじゃなくて、放流をするというのは収穫を得るために放流するんですから、例えばうちの市場に揚がるか揚がらんかという、その話、そこが大事なんで、例えば徳山の市場や何かからそういう実績の報告みたいなんが返ってくるんですか。

○西村農林水産課長

先ほども御説明させていただきましたが、どこに放流した魚が行ったかがわからないので、この魚がここの水揚げ場で揚がったとかいうデータを取ることが難しいと考えております。

以上でございます。

○河村委員

だから、だから、光の市場をどうするかというその話なんよ。

光は市場へ出しても安いから出されんと、よその市場へ持っていくちゅうんじゃ、栽培漁業計画そのものがどうしたんかという話じゃないですか。

どうもね、リサイクルというとおかしいんですが、循環型にしようというところからいうと、ちょっとずれているような気がしています。そういったことを含めたトータルでの計画をしっかりつくってほしいと、これお願いをしておきます。

それから、もう1点はレジャーボートなんですが、光市のマリーナ計画を一応やめた ということで、レジャーボートをどうするかという最終的なある意味でいやあ、前に聞 いたときには、漁港で係留してもええというその話をするんですが、じゃあ、漁港で係 留をするときにはどういうふうな手続でやっていくのか。

今は単に漁師さんが自分とこの好意でどうぞと、こういう話でしよるわけですが、マリーナの計画がなくなったちゅうことは、そういうことを含めて今度整合性をとっていかんにゃいけんね。マリーナがあるからもう何年待ってねという話はもうできないので、そうすると、漁港をそういうふうに係留施設に使おうというんなら、そのための手続が要るということです。これもお願いをしておきます。

それから、イノシシなんですが、本年度の取り組みの状況がわかれば。というのは、 昨年度、何ぼやったですかね、200弱じゃったと思うんですね、捕まえたという。今年 度の今の計画、有害鳥獣何とか計画ちゅうのがありますよね。その状況と、今現状につ いてちょっと教えてもらっていいですか。

○西村農林水産課長

有害鳥獣の今年度の状況ということなんですけど、恐らく昨年の決算報告のときにた しか300頭を目標という中で、120頭という御報告をさせていただいております。

平成30年度につきましては、約170頭ぐらいとなっており、前年度よりはかなり伸び てきているという状況になっております。

今後も、イノシシ、有害鳥獣対策につきましては、防護とイノシシ柵などの対応と各種いろいろな助成の補助事業などを活用しながら、対策を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○河村委員

まだ、何年か前にはもうほとんど300頭とれよったね。もちろん高齢者が多いということもあって、そういう実動部隊が減っているというのもわからんことはないんですが、

要は個人でも免許取りに行こうというような方もおって、そういう支援も増してきたわけじゃないですか。それが実績から余りにも乖離をしてきたんで、はあ言うてもだめじゃけ言わんと。中には、じゃあ、どの程度の作物に対する影響額はと、こう言われても、いや、言うてもしようがないけ言わんと、ということは、今ある影響額についても、まるきり少ない影響額になっちょるかもわからんわけですいね。

そういうところもひっくるめて、要は県のほうは県のほうで、いや何ぼ被害があるから、じゃその対策をと、こういう話になるんでね、そういうトータルで有害鳥獣を減らそうと、こういうあれがないと、もしかしたら猟友会あるいは捕獲隊を含めて、何か、キャンペーンというのもおかしな話ですが、どの程度の活躍部隊というか、実動部隊が存在して、それで、じゃあ、この期間についてはもっとやっていこういねと。

随分昔に田布施のほうで、ばあっと一斉にやられて、うちのほうへ皆イノシシが来たことがあるんでね、ある意味で反対に追い返すぐらいの気持ちで取り組みをしないと、効果が全く出てこない。

120頭というのは余りにも少な過ぎて、イノシシそのものは物すごいネズミ算的に増えていますから、捕獲頭数が減ったら物すごい増えておるわけ、実態的には。

今、ちょうど岐阜のほうで豚コレラのその話があったりするんで、ある意味でいやあもうちょっと力を入れてここはやっておいたほうが、将来のためにもなるというふうに思っています。そのための対策会議をちょっとしっかり練ってほしいなあと。ある意味で担当替わったんで期待はしちょるのいね。そこをぜひ頑張っていただきたいというふうに思いますので、これもお願いにしておきます。

もう1点、バスの話なんですが、先ほど公共交通協議会でバスマップをつくって配布 しようと、こういう話は聞いたんですが、今もうバスを使おうという高齢者の行き先は 病院、一番ですよね、当然、で、買い物という、これらが大概セットなんですいね。

病院へ行ったときに帰りに買い物して帰ろうかというような話なんで、はあね、待てんね、地域の人からすると。これ以上バスで協議をしてどうかという話はもう待てない。今、対策をして、じゃあ、市内の病院へ行くバスをどういうふうにして配置するかというのを結論を出してもらわんと、もう5年もしたら、バスに乗る人おらんようになるよ。そういう意味合いで、ちょっと真剣にバス路線、例えば今、病院間のバスがあったりしますからね、そういうのをひっくるめて再配置、今病院バスも使うてね、バス配置をする必要があると思うんですいね。

で、既存のJR、防長バスに自分のところの要は路線の既得権を与えると余りよくない。それよりは、今市営バスをやっているんで、その市営バスをうまく活用するような、そういうアイデアが出せんのかどうか、いかがですか。

○讃井商工観光課長

ただいま委員さんのほうから、地域公共交通についてはもう時間がないんだということでありましたが、現在、地域内交通の導入につきましては、三島地域、周防地域においてワークショップ等行うことによって議論を深めているところであります。

地域内交通の導入に向けては、そうした地域の実情であるとか課題を把握して、その

課題に応じて地域の特性に応じた手段を、手法を検討することが必要となりますので、 委員仰せのように、時間がない早急にという趣旨は十分理解できるのですが、安全で持 続可能な地域内交通の導入については、地域の皆様方と御協力をいただきながら取り組 んでまいりたいと思っております。

以上です。

○河村委員

ワークショップに出ている人が、話がまどろっこしゅうて、こんな会議やっちゃおれんと、もうそういうのに出る人も70皆過ぎとってんですよ。それが、じゃあまとめをやって、じゃ、こういうふうにするという3年先にそんなことになったって、そんときに自分がおるかどうかもわからん。

だから早うしてほしいというふうに、それがその市のほうへ届かんというのがどうもちょっとよう理解ができんのですいね。地域の声を本当に聞こうという話なら、その今のワークショップをやっていただく方についても、いろいろ御意見いただいていますよ。もう受けたからしようがない、おざなりにやりよるというような話もあるんで、そうじゃない、本当に今の団塊の世代が自分で車を運転しなくなって、しかもその先へ行ったら本当に交通手段ちゅうのは必要ない、恐らく。その認識があるかないかなんですいね。

別にあなたを責めようと思うて言いよるわけじゃないから、そういう認識で取り組まんかったら、本当のもう実際にじゃバスを運行したというても、乗り手がおらんような状況、それにならんために早急にやってほしいという、地域の皆さん方の声がなぜ届かないのかなというのがわからない。

何回言うてもだめならはあ言いませんけどね、もうちょっと切実に考えていただけたらとお願いをして終わります。

○森戸委員

有害鳥獣に関連してちょっとお尋ねをいたしますが、以前ですね、山口型放牧ということで、市内では三井と上島田で電気柵を張って、飼育されている牛を放すことで、牛は草を食べたり、そこにいることで、要は有害鳥獣が入ってこないということで、これは田布施が盛んにやっていた取り組みだったんですが、光では現状どうなんですかね、その辺の取り組み自体は。その取り組みと有効性、その辺については、これ以前も質問したことがあるんですが。

○西村農林水産課長

山口型放牧の現状と有効性ということについての御質問ですが、現状について、どの程度やられているのかという把握はしておりませんが、これは、緩衝帯づくりにつながってくるのではないかと思います。

今、有害鳥獣が発生している一番の原因は、里山付近に要は草刈りが適正にされていないということで、山奥にもともとおったイノシシが麓におりてきているというところ

で、里山付近のかなりの広い範囲を草刈りする等、見通しのよいところにしてしまえば、 有害鳥獣がそこに潜伏すらできないというところで、やり方によっては大きな効果があ ると考えております。

先般、8月に塩田の法人佐田において、地域で取り組んで有害鳥獣対策をしようという研修会を行いました。そのときにも、県の職員が山口県放牧のPRをしておりました。 我々もそういう機会があればPRしながら有害鳥獣対策を今後とも進めてまいりたい と考えております。

以上でございます。

○森戸委員

私も現場を見に行ったことがあるんですが、放しておられる方からすると、効果があるということだったと思いますので、現状は、恐らくそれ自体進めておられた農業委員さんがおられたんですが、その方が亡くなられたので、恐らく進んでいないかなとは思いますが、とはいえ、肉牛を肥育している農家も三井にありますので、ぜひ活用を御検討いただけたらと思います。

以上で終わります。

・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・

6 建設部関係分

- (1) 付託事件審查
- ①議案第93号 令和元年度光市一般会計補正予算(第2号)〔所管分〕

説 明:酒向道路河川課長 ~別紙

質 疑:なし

討 論:なし

採 決:全会一致「可決すべきもの」

(2) その他(所管事務調査)

質 疑

○畠堀委員

2点ありますが、一つは今年度の事業のことについてなんですけども、光駅拠点整備 基本計画策定事業というのが掲げられておりますが、現在の進捗状況についてお伺いし たいのと、あわせて今後の予定等についてお聞きできる内容がありましたら、お願いし たいと思います。

○松並都市政策課長

今年度進めております光駅拠点整備基本計画策定事務の進捗状況についてお答えを申 し上げます。

現時点でお示しできるものはございませんが、現在、南北自由通路や駅舎をはじめ、 駐車場、駐輪場を含みます南北のそれぞれの駅前広場につきまして、各種の検討を進め ているところでございます。

それから、今後の予定ということでお尋ねをいただきました。

この基本計画策定に係る取り組みとして、主に3つございます。

1つ目として、まず市民の皆さんや、関係事業者の方々から御意見、御提言をいただくために、光駅拠点整備デザイン会議を設置することとしております。

それから2つ目に、光駅の利用者の方々の視点を計画づくりに生かすために、光駅の利用者ワークショップを開催することとしております。

それから3つ目といたしまして、光駅の周辺におけるにぎわいの創出や民間活力の活用という観点から、官民共同による魅力的な拠点づくりの可能性を検討するために、サウンディング型市場調査を実施をしているところでございます。

以上でございます。

○畠堀委員

すいません、今3つの今後の取り組みについて御紹介いただきましたが、それぞれの取り組みについて、もう少し目的なり内容、お開きできる内容があったらお開きいただきたいのと、構成するメンバーについて、概ねどのようなメンバーでということを、もう少し詳しい話が聞けるんであれば教えていただけたらと思います。

○松並都市政策課長

まず、拠点整備デザイン会議についてでございます。デザイン会議につきまして、目的といたしましては、市民の皆さん、あるいは関係事業者の方々から、計画づくりに当たっての意見・提言をいただくためでございます。

委員といたしましては、設置要綱というものを定めておりまして、20人以内の委員をもって組織することとしております。例えば、関係団体、関係事業者を代表される方、それから日常的に光駅を利用される方、それから公募委員、こうした方々に委員としてデザイン会議に加わっていただくこととしておりまして、第1回目の会議を10月の中旬に予定をしているところでございます。

それから、利用者ワークショップについてでございます。利用者ワークショップにつきましても、駅の利用者の方々の視点というものを、計画づくりに生かしていくために開催するものでございます。参加者は全て公募により選定をしたところでございまして、15人の方からお申し込みをいただいたところでございます。このワークショップは3回シリーズで行うこととしておりまして、1回目を9月28日、今週土曜日、午前9時から市役所の会議室で開催することとしているところでございます。

以上でございます。

○島堀委員

そうしましたら、それぞれ目的を持って具体的に動いていくということで、参加者の皆さんの意見についても積極的に登用いただきまして、なるべく反映できるものは反映いただくというようなことと、やっぱりこの計画については、やっぱり市民の皆さんの期待も高いものがございますので、やはりこれまでにもお示しいただいておりますが、より市民の皆さんが夢が持てるような計画づくりといいますか、設計をお願いしたいと思います。

以上です。

○松並都市政策課長

すいません。先ほど少し回答が不足しておりました。サウンディング型市場調査についてでございます。目的といたしましては、繰り返しになりますが、駅周辺におけるにぎわいの創出や、民間活力活用といった視点からの可能性を検討をするためでございます。現在、事業者2社から参加の申し込みをいただきまして、近いうちにこれらの事業者と個別に対話を行うこととしているところでございます。

以上でございます。

○畠堀委員

つけ加えていただきましてありがとうございます。3つの取り組みということで、より多面的な観点から計画策定に向けての取り組みがなされているということで、我々としても評価したいと思いますし、先ほど申し上げたように、期待が高い事業であるだけに、やっぱり夢が持てるような計画を策定いただきますようにお願いしたいと思います。2点目は、前回の6月の委員会のときにもお伺いしましたけども、JR跨線橋の手すりですね。これについては実施していただけるというお話を伺っておりましたが、今年度も折り返しがもうしておりますけども、具体的に設置の事業計画等あるようでしたら、お示ししていただけたらと思うんですが、いかがでしょうか。

○酒向道路河川課長

手すりにつきましては、JRに確認いたしましたところ、11月上旬になるということで、失礼しました。JR関係の防護が11月上旬になるということで、その後、市の工事が入ってまいります。ということで、手すりの本市が入る工事につきましては、11月の中旬以降という形になろうかと思います。

以上でございます。

○島堀委員

この件につきましては、前回も申し上げたとおり、やっぱり地元の方、結構お年寄りの方、やっぱりそこのところ安全面として要望が高い事業で、ことでございますので、 確実な工事の着工をお願いしておきたいと思います。

以上です。

○森戸委員

私も2点ほど。6月の委員会でもお尋ねをしたんですが、児童遊園地の統廃合、廃止について、上島田の宗地区の児童遊園地についてなんですが、これは地元からも、もう管理ができないので廃止をお願いしますというもとに質問をしたわけなんですが、その後は地元の方と話をされたのかどうか、その辺のところからお願いいたします。

○弥益都市政策課公園緑地担当課長

管理自治会のほうが、宗自治会と、あと亀山市営住宅自治会のほうにまたがっておりまして、両自治会の会長さんとお話をさせていただいております。また、今後のあり方についてお話をさせていただいたところです。

現状につきましては、委員おっしゃられるように、もう地元では管理ができない状況がもう何年も続いていると。でも、何とか草刈り等は行ってきたけど、それも難しいということで、いろいろ方向性を検討しまして、一応、宗自治会、亀山市営住宅自治会の会長さんを通じて、あと役員さんのほうにもお話しいただきました。回答としましては児童遊園地を廃止して、今後、行政財産でありますところの都市政策課で管理をしていく。

今後のあり方については、廃止はしましたけど、いろんな可能性について検討をして まいりたいと思っております。

以上です。

○森戸委員

廃止というようなことはわかりました。ありがとうございます。要は、いつぐらいを 目安に廃止をされるのかということと、今後どうするのか、検討するまでの間の管理は どうされるのか、その辺のところをお願いします。

○弥益都市政策課公園緑地担当課長

児童遊園地、遊具等、4つの種類の遊具がございます。こちらの処分も、当然撤去となると予算もかかりますので、その辺のとこも踏まえまして、現状は遊具がまだある状態ですが、立入禁止等も踏まえて検討しましてまいりたいと思います。 以上です。

○森戸委員

お金もかかるでしょうから、もうちょっと詳しくわかれば教えてください。

○松並都市政策課長

少し補足をさせていただきたいと存じます。亀山児童遊園地につきましては、既に位置づけは廃止をしたところでございます。ただ、市の土地であり、行政財産であるということは変わりませんので、今後遊具をいつ撤去するのか、あるいは立入禁止にするのかといったことについては、検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○森戸委員

既に廃止にしたということでありますので、じゃあ、もう地元から手が離れたという 理解でよろしいんですか。

○松並都市政策課長

地域の方々に草刈りなどの作業をお願いしていたという実情もございますが、児童遊園地の位置づけを廃止したということで、なかなかもうそこまでは地域の方にお願いするのは無理かなというふうにも思っておりますので、今後、この土地をどういうふうに活用するのか、あるいは処分をするのかといったことも含めて、さらに検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○森戸委員

一番気になるのは、要は、今、立入禁止にはまだなっていないんですが、立入禁止し

たとしても、草が相当生えて、虫の巣になったりとか、マムシの巣になったりとか、有害鳥獣の巣になったりとか、要は、山から里山がなくなって、ずっと続いて、住宅街まで続いているというような状況になりますので、そのままの状態を長引かせれば長引かすほど、さまざまな苦情が出てくるといいますかね。その辺に対してはどういうふうに対応するんですか。

○弥益都市政策課公園緑地担当課長

現状このまま置いておくと、おっしゃられるとおりだと思います。草刈り等の維持管理は、不定期にはなりますけど、状態を見て草刈り等は行っていく。おっしゃるように、どこまでが里山なのかわからない状態にいずれなると思います。擁壁、水路でも囲んではありますが、そのあたりは何か有効策を検討をしてまいりたいと思います。

以上です。

○森戸委員

了解いたしました。地元の関心の部分は、有害鳥獣の被害とか、マムシとか虫の巣にならないかといったところですので、その辺、売却するまでの間、売却といいますか、活用案が決まるまでの間、しっかりと管理をお願いいたします。

それと、それ以外にこういったケースが考えられるのか。今の児童遊園地の統廃合 云々の中で、その辺のところはほかにもあるんでしょうか。

○弥益都市政策課公園緑地担当課長

おっしゃられますように、同様のケースはほかにもあると考えております。地元関係者、自治会の方々との意見・意向もお伺いしながら、今後判断をしてまいりたいと考えております。

以上です。

○森戸委員

必要でないといいますか、そういうところは積極的に統廃合をしていただきまして、 管理に関する部分、お金に変えるんなら変えられる、さまざまな、本当に必要なところ は必要だと思いますので、必要ないところはさまざまな代替策といいますか、ところを 考えていっていただければと思います。

それと、耐震診断と耐震改修についてお尋ねをいたします。

耐震診断に関しては、所有者の費用の負担がなし、無料ということで診断が受けられて、その診断を受けた方が耐震改修をすれば、限度額が100万円というところで、市内業者が施工をする場合は、限度額が110万円ということで補助が出る形になっているんですが、その申請が6月から始まって11月までということなんですが、現状はどのような状況でしょうか。

○沖本建築住宅課長

住宅の耐震診断及び耐震改修の補助制度に関するお問い合わせだと思いますが、6月の3日より募集を開始いたしまして、現在、耐震診断が5件、耐震改修が1件でございます。

以上でございます。

○森戸委員

例年と比べると、どんな感じですかね。

○沖本建築住宅課長

例年よりは若干いいかなと思います。

○森戸委員

わかりました。積極的なPRも含めて、引き続きよろしくお願いをいたします。 以上で終わります。

○河村委員

先ほどの児童遊園地の続きなんですが、行政財産というか、児童遊園地を廃止をして、 そこから何も行政財産から普通財産にすぐ落とそうというふうじゃなくて、何か自分の ところで活用法を考えてから普通財産にするの。

○弥益都市政策課公園緑地担当課長

児童遊園地を廃止したから、行政財産からすぐ普通財産に落として売却という考えではございません。活用のあり方も考える上で、財産処分も一つの方法だと考えております。

以上です。

○河村委員

財産処分だけじゃなくて、違う活用方法があるのかということも含めて、要するに、 建設部がそれをやるのかなと。早めに児童遊園地を廃止したならば、違う所管で管理を するほうがええような気がしますけどね。一応そういう話だけしておきます。

それから、昨年の豪雨災害のときに、土捨て場そのものが今いっぱいになったと、こういう話でございました。土捨て場がなくても、要は、業者が自分で見つけてきたようなところへ処分すれば、それで済んでいるという状況なんだと思いますが、どこへ持っていくかとか、あるいは、もし市内でそういったものが有効的な活用ができないかとか、あるいは、従前にあったような計画に再度立ち戻ってそういうことができないかとか、そんな今、検討方法というのはどんなですか。

○酒向道路河川課長

工事における残土処分の取り扱いということについてでございますが、工事について

の残土処分の考え方は、山口県が基準を決めておりますので、山口県の基準に基づき、 本市におきましても同じような取り扱いを行っているところでございます。

委員仰せの昔に戻ってということでございますが、昔、公共残土捨て場というものが計画されていたというようなことがございますが、今時点で申しますと、計画された当初よりは、現時点におきまして公共工事発注量も減少しております関係で、必要性については今後検証する必要があるかと考えております。

以上でございます。

○河村委員

県においても、今、島田川の、要は、浚渫をやって、従前にあった、何というんですか、八代あるいは須磨のほうへ残土を処理しよったわけですが、もう捨て場がないからちゅうんで、今、下松の田んぼとか、そういったところへ今、土砂を投入しよるんですよ。ある意味で言やあ、そういうところがもうないという状況に陥っているんじゃないかなと。とすると、こないだから島田川の主流のほうの災害復旧についても、要は、土砂を持っていくのに業者が大変苦労をするというところから、なかなか工事代金が折り合わないというようなところもちょっと聞いたりするんで、もう一度検証というよりは、じゃあ、しっかりしたそういうのを市が探すか探さんか、もしも業者にやれちゅうんなら、何かもうちょっと、何ちゅうんですかね、請け負いやすいやり方というのがあるような気がするんですが、どんなですか。

○酒向道路河川課長

残土処分の取り扱いにつきましては、やはり公共工事で発注する上で、県内全て標準的なものが定められております。この基準に従い、本市におきましても同様な処分をしていきたいというふうに考えております。

○河村委員

すいません。基準、基準と言われるんで、じゃあ基準をちょっと言うてもらっていいですか。

○酒向道路河川課長

基本としましては、残土処理は10kmの自由処分という形になっております。プラス処分費を計上の取り扱いでございます。

○河村委員

それだけ。要するに、10kmの自由処分と言うたって、じゃあ、それができないときには、それは全部業者負担ちゅうこと。

○酒向道路河川課長

県に基づいて市も発注いたします関係で、県に倣いながら事業を進めている段階でご

ざいます。

○河村委員

要するに、県に倣ってやるというのはわかったんですが、今あなたが言われた基準というのは、10km以内の自由処分だと、こういうふうに言われたんで、じゃあ、その10km 圏内に処分場が見当たらない場合は、そのお金は業者の負担ですかと聞いたじゃ。その 返事をしなきゃ。

○酒向道路河川課長

県の基準を読み解きますと、10kmの運搬費等処分ということになりますので、それを 越えたものについては、計上はされておりません。

○河村委員

いや、だから、それは業者の負担かどうかとかと聞いたんじゃから、負担ですなら負担ですと言やあええじゃん。

○酒向道路河川課長

委員仰せのとおりになるかと思います。

○河村委員

それで、とするならば、昨今、県の事業でも落札が結構たくさん出ているじゃないですか。それは、県だって今、処分場そのものがないんで、あちこち皆探しよるわけですよ。そうすると、あれだけの災害で、今から島田川の土砂をのけようということで、今見る限りでおいても物すごい土砂ですよ、処分しないというのはね。そうすると、今後何か事業を展開するについて、そういうものがなかったら困るだろうなというのは予想がつくんですが、やらんと、工事はもう一切せんということなら、それはそれでも構いやせんのですけどね。そんなことちゅうのはあり得ないんで、そうすると、そういったものも、要は、泥を持っていくことで新しい事業につなげる、あるいは、新しい何か存在感を出すということが大事だと思いますので、そのあたりについては早急に協議をしていただいて、結論もやらぬならやらんでええんですよ。だけど、あったほうが望ましいと思いますから、そのあたりについては検討していただいたらと思います。

それから、病院ができて、道路について困っている今状況なんですね。国道のほうから今踏切を渡っていく際においても、こないだも入り道がわからんと。高齢者の方が道しるべにと、その道しるべがわからんと、こういうふうに言われるんですよ。当初あった道路計画、丸山のほうに抜ける道路計画について、なぜ今そのまま途絶えたままになっているのか理解ができないのと、せっかく今、駅前の拠点整備というような話もされておりましたが、病院からそのまま駅へ行って、国道までおりるような道路があると望ましいんですね。今、瀬戸風線という話がありますが、うちの場合、何かやっても1本しかないという話になるんで、道路というのは、やはり2本あることで万が一の、何ち

ゅうんですかね、砦になるんですよね。そのあたりについて進捗状況、それからもう一つは、今、中央脇田線がまだ残っていますので、その進捗状況についてちょっと教えてください。

○酒向道路河川課長

まず、新病院から丸山のほうに抜ける道路ということでございますが、現時点で当該 区間の事業計画は持ち合わせておりません。

○酒向道路河川課長

川園線につきましては、当該区間につきまして、同じく事業実施の計画は、今時点では持ち合わせておりません。実施の時期につきましては、庁内関係部署と検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○河村委員

中央脇田線は。

○酒向道路河川課長

大変失礼いたしました。中央脇田線につきましては、未整備区間におきまして、平成13年度に約90m区間の整備を一部行いましたが、その後については事業は進んでいない状況でございまして、今後につきましては、整備のあり方等について検討してまいりたいと考えております。

○河村委員

今、川園線からそのまま国道までおろしたらどうかという話もしたんですが、本来なら病院ができるのにあわせて、いろんな道路計画というものを完成させる必要があるはずなんですよね。行くのに迷うような道があっちゃいけん。買物行くんじゃない、病院に行くんじゃから、そのためのやっぱり道路づくりというのが要るんだと思うんですよ。検討ちゅうのは、検討した結果を言うてほしいんだよね。今検討じゃない、病院はオープンしてどうするかというときに、まだ、検討をしますという話はないんで、今まで検討した結果、例えば、土地が買えないのか、何が原因で止まっているのかというのを言うてください。

○吉本建設部長

都市計画道路川園線なんですけども、御存じのように、これは都市計画道路として決定をされております。現在、県の街路事業によって、イオン光店の付近をアンダーパスの計画で、用地買収に取り組んでいただいておりますけども、なかなかそれが進捗して

いない。

今後については、そういった道路整備、この辺も見ながら、それと、何より大切なのは、やはり限られた財源ですので、そういう中でどういう道路を優先してやっていくべきなのか、その辺も適切に判断しながら、関係部署とも協議してまいりたいと思います。道路は都市インフラの一つですし、重要なのは私どもも重々承知しておりますけども、県事業の事業進捗とあわせて、私どももしっかり検討してまいりたいと思っております。以上でございます。

○河村委員

そんな状況なら、やめたほうがええと思うわ。中央脇田線でも、平成13年からもう18年。下手すりゃ20年何にもせん、何にもせんことはない、草刈りだけはせんにゃいけんけ、草刈りはしよるけどね。そういう状況で、要は、事業実施にするお金が見込めないんだということであれば、もうやめたほうがええし、じゃあ、今90m道路計画で工事しよるんですが、その90mについて、どの辺処分するんか、そういうことを考えたほうがええと思いますよ。どうも結論を先送り先送りで、中身がない。もう検討するというのは、とうに過ぎちょる、時代が。ソフトパークができ上がってから、もう何年になるかね。ましてやそこに病院が入ったんじゃから、そうすると、いろんな道路が必要になるちゅうのもわかった話やから。

それから、冠山総合公園ですが、今、指定管理者が管理をしていただいておるんですが、何か当初から、今、遊具で事故があるという話を聞いておるんですが、どのような事故を把握していますか。

○弥益都市政策課公園緑地担当課長

数件ほど子どもさんが転んで足をすりむいたなどの報告は、指定管理者から受けております。

以上です。

○河村委員

じゃ、重傷のようなことはなかったということでええですか。

○弥益都市政策課公園緑地担当課長

そのように把握しております。 以上です。

○河村委員

それから、前回、島田川の木下橋から下流の水門についてちょっとお話を聞いたことがあるんですが、水門の数と、それから、今、管理状況について教えてもらっていいですか。

○芳岡監理課長

島田川水系における木下橋から下流の水門の数については、水門3カ所、樋門2カ所、 計5カ所ございます。

以上です。

○河村委員

それの管理状況を。

○芳岡監理課長

すいません。水門等は県の施設でございますので、市が県から委託を受けて管理をしております。年に1回、動作確認を行っておるところでございます。 以上です。

○河村委員

動作確認というんではなくて、管理を誰かに委託しておるとかというんじゃなくて、 全部市のほうでやっているということでええんですか。もしも大雨のときの管理体制を 含めて、ちょっと教えてください。

○芳岡監理課長

島田川に係る水門につきましては、市のほうで点検を行っておるところでございます。 以上です。

○河村委員

いや、意味が通じんかったかいね。非常時のときには、点検じゃなくて、水門の開けたり閉めたりというのも、全部それは市がやるという理解でええんですか。

○芳岡監理課長

お尋ねのとおりでございます。

○河村委員

川口のところの水門については、満潮時等については、ポンプで恐らくくみ出しをするんだと思うんですね、非常時には。ほかのところの水門等については、どういうふうになっています。

○芳岡監理課長

川口の水門につきましては、委員仰せのとおり、ポンプを設置し、対策を施していますが、それ以外の門については、川の水面、内水等を考慮しながら開閉の判断を考えることとなりますが、水中ポンプ等の設置はいたしておりません。

以上です。

○河村委員

じゃあ担当者というのは、どこの方が、どなたがやるようになっているんです。

○芳岡監理課長

建設部において、水位の情報や降雨の状況を見ながらパトロールを行う中で、必要に 応じて判断をしております。

以上です。

○河村委員

こないだの災害のときも、水門は開いちょったわけよね。だけ、誰がというのをきちっと系統立って決めとかないと、そのときの、何、前の日に当番を決めちょるわけ。

○芳岡監理課長

防災計画を基に、水害の状況や警報発令の状況などに応じて対応するようにしております。当番等も決めている日もあります。 以上です。

○河村委員

それは、じゃあ、あなた監理じゃから、そうすると、監理が責任者として対応をするようになっちょるわけね。

○芳岡監理課長

当番等の配置もありますが、建設部で判断するようになろうと思います。

○河村委員

最終的にそこで責任の所在を曖昧にすることはできない、非常時のときの、じゃあ水 門を開けたり閉めたりをする、要は権限と、それから、そのときに、じゃあ誰が担当で 水門を開けたり閉めたりするんかという、そこについてちゃんと答えてもらっていいで すか。

○芳岡監理課長

災害の状況や警戒体制の状況に応じて、指示・命令系統を判断していきたいと考えて おります。

以上です。

○河村委員

とすると、去年の話にさかのぼって、どういう状況じゃったんですか。そのときの反省をもとにして、今の災害のときの今あり方について変更があったんじゃない。特段問

題なかった。

○芳岡監理課長

変更等については把握をしておりませんが、昨年の水害の時には、水門の閉鎖等を行っておりませんので、現時点でその体制が変わったとは考えておりません。 以上です。

○河村委員

わかりました。

それから、市営住宅の入居率についてちょっとお示しをいただいたらと思うんですが、 平成以後建った分についての入居率じゃなくて、それ以前の入居率、教えてもらっていいですか。

○小野建築住宅課住宅担当課長

平成と昭和で区分したデータは、持ち合わせておりません。

○河村委員

じゃあ全体で。

○小野建築住宅課住宅担当課長

8月末における入居率は、管理戸数1,250戸のうち956戸で、78.3%となっております。 以上です。

○河村委員

わかりました。当然きちっと把握されておるんで、市営住宅を閉じようとかというようなこともしっかり把握はされていると思いますので、以上で終わります。

○田中委員

5点ほどお尋ねしたいと思いますが、ちょっとかぶるところもあるんですが、先ほど 光駅の周辺地区のサウンディング型調査をやっているというお話があったんですが、す ごく興味があるので、2社ほど手を挙げたというお話だったんで、もし内容が聞けれる んであれば、聞かせていただけたらと思います。

○松並都市政策課長

先ほどもお答えを申し上げましたように、光駅周辺におけるサウンディング型市場調査には、民間事業者2社からお申し込みをいただきました。ただ、個別対応はこれからでございまして、現時点で申し上げられる内容はございません。

以上でございます。

○田中委員

スケジュールを見ると、たしか8月末までに提案を締め切って、9月中旬に個別に話を聞くという流れだったかと思いますが、入札なんかにもそうなんですが、結果が出たら公表されたりもするんですが、そういった意味で、今後どういった内容で提案があったかというのは、公開されるものなのでしょうか。

○松並都市政策課長

提案内容につきましては、事業者それぞれのアイデア、あるいはノウハウといった知的財産、この保護の観点から、原則として公開しないこととしているところでございます。ただ、現在策定事務を進めております基本計画の取りまとめの過程で、事業者の知的財産保護に配慮しつつ、可能なものにつきましては御説明をさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○田中委員

ちょっと知的財産という部分で、他市町がどれだけの状況、公開しているしていないか、ちょっと私もそこまで全部調べていないからわからないんですが、一般的にそういうものなんですか。

○松並都市政策課長

国土交通省が定めております「地方公共団体のサウンディング型市場調査の手引き」によりますと、「民間事業者のアイデアやノウハウを知的財産の観点から保護するため、参加者名やノウハウに関する詳細な提案内容は非公開とされることが多く、また、結果概要の公表前に各参加事業者に対して公表の可否について確認することが一般的である」とされておりまして、本市といたしましても、民間事業者のアイデアにつきましては、原則非公開と捉えているところでございます。

以上でございます。

○田中委員

決定する前だったらだめなんじゃけど、決定した後だったらいいような感じも、何となくそんな感じもしたんですが、部分的な配慮しながら了承いただければ出すとこは出すというようなお話もあったので、先ほど言われたデザイン会議とかぐらいには大小なり出てくるのかなということで、まあわからないですけど、その辺に期待して、私も民間の方がどれだけ斬新なものを出してくるのかとか、また、対象についても駅前ということで、500m範囲以内でありましたので、そこには非常に興味を持っているところですので、できる限り協力いただければ出せれるものであれば出していただいて、明るい未来を一緒につくっていけたらなと思っております。

2点目が、先ほど木造住宅の耐震診断・改修ということで、数年前から取り組んでいるんですが、なかなか改修までつなげるのが難しいという話がある中で、例えば、耐震

診断をして、耐震性がないときに改修するのではなくて、解体して新築もしくは何か建 てるといったときに、同じように、要は、補助が出せれないのかなと思うんですが、目 的が目的であるとは思うんですが、そういったことは今後考えられないのでしょうか。

○沖本建築住宅課長

現在の木造住宅の耐震改修の補助対象を改修だけではなく、解体・建て替えまで拡大してはという御提言だと思いますが、既に他県の市町においては、建て替えの助成制度が実施されておるところもあります。今後の研究課題としたいとは考えておりますが、昨今は、低コストの改修方法や設計方法などが研究されており、建て替えをするよりも耐震改修をするほうが安価にできるといったケースが多くなっておりますので、当面は補助の対象を改修に絞り、その施策効果により、さらなる耐震化を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○田中委員

住んでいる木造住宅が古くなって、住めなくなって、空き家になってということもあったりして、それで特に中山間とかだと、移住定住という視点で考えると、空き家になっている木造住宅に住もうと思っても、耐震もなかったりして住めないというような課題等もありますので、ちょっと移住定住という視点も入れて、そういう方が住みたいけど、この木造住宅に耐震がないんだというときに、建てかえて解体費がかかりますので、解体して建てかえて活用するといった視点も、企画のほうでもちょっとお話しながら、ぜひ御検討をいただけたらと思いますのでお願いいたします。

それと、次が、土のうステーションについてなんですが、一般質問のほうでもありましたが、今回試験的に設置したというお話があったんですが、もう一度活用状況について、実際どうだったかお聞かせいただけたらと思います。

○酒向道路河川課長

土のうステーションの状況につきまして、7月8日から4カ所に各100袋ずつ設置いたしました。その後、補充を行いまして、これまでに614袋を設置いたしまして、359袋について利用されているところでございます。

○田中委員

すいません。359袋とちょっと聞いて、すごい多いのでびっくりしたんですが、これは、もちろん行ったっきり返ってきてない状況です。

○酒向道路河川課長

委員仰せのとおり、土のうを使用されて、そのままでございます。

○田中委員

すごいですね。359。そうなんですね。連絡をということも、あるいは、ほとんど多分すっとなくなっていっているんじゃないだろうかと思うんですけど、そのあたりはいかがですか。

○酒向道路河川課長

委員仰せのとおり、この中の数字で、15袋につきましては連絡がございました。 以上でございます。

○田中委員

15袋連絡があったということなんですが、359といったら相当な数だと思いますので、どこかにあるんでしょうね、市内あのあたりにという認識と、あともう一つ、ちょっとことしというか、今シーズンやってみて、今後どうするかを考えていくというお話だったので、ちょっと一点ほど気になっていたのが、やっぱり川の土手のところに設置したいというお話をお聞きして、私も現場を見たんですけど、基本的に、特に水害のときに川に向かって何かやるというのは、もう一番考えちゃいけないところなので、防災倉庫は一部他部署ですけど、川のへりにというお話もありましたけど、ちょっと災害対応のときに川に向かって何かするというのは、ちょっともう今後考えないでほしいんですが、そのあたりについて認識はいかがですか。

○酒向道路河川課長

今回の土のうステーション設置につきましては、市民の皆様に大雨が降る前、島田川の水位が上昇する前に土のう設置をお願いしたいと思いますことから、試行で当たりまして、迅速に設置できる場所といたしまして、島田川上流周辺で一定の広さができる土地が確保でき、かつわかりやすい場所ということで設置をさせていただいたところでございます。

○田中委員

わかりました。試験的にというところなので、活動状況等も見れたので、わかりました。また、袋に入れた状態でということで、非常に親切だなとは、そこの辺は思いましたので、今後に生かしていただきたいと思います。

それで、私が思うのは、やっぱり小学校によく真砂を置いて山積みしていると思うんですけど、グラウンド整備用に。ああいった感じで、あそこにちょっと、もうちょっと余分に置いといて、土のうが必要なときはそこに取りに来ていただいて、ほんで、普段は学校のグラウンド整備にも使えるというような一石二鳥で、まあ所管またぎますけど、そういったことも考えていただけたらと思いますので、また今回を生かして、いい土のうステーションになることを願っておりますので、よろしくお願いいたします。

あと、もう一個が、国土交通省が園児事故防止支援強化に取り組むということで、自 治体に財政支援を強化するというようなことがちょっと新聞の記事であったんですが、 国土交通省なんでこちらでお聞きしたいと思うんですが、そのあたりで通園の子どもた ちの事故防止の支援対策について、どのように取り組まれているかお聞かせいただけた らと思います。

○酒向道路河川課長

取り組み状況についてでございますけども、5月の13日と9月9日におきまして、市内の保育園と、あと光警察署交通課などと関係機関と連携し、保育園児童の散歩コースの合同点検を実施しているところでございます。

○田中委員

点検をされて、点検結果、危険な箇所というのは発見されたんですか。

○酒向道路河川課長

数点はありましたけども、側溝のふたが開いている等がございまして、そのところについては、その後、対応はいたしております。

○田中委員

今後、これも所管がまた教育委員会も絡んでくることにはなるんですけど、小中学校の通学路の合同点検会議というものが行われているんですけど、今後は、こういったところで保育園とかの視点も入れながら、やっぱり国、県、市、建設部、そして、教育委員会等が連携して取り組むことも大事ではないのかと思いますので、その辺はちょっと提言をさせていただけたらと思います。

最後に、光スポーツ公園のアスレチック遊具についてお聞きしたいと思うんですが、 遊具について現在使用禁止の札がかかっていると思うんですが、そのあたりで現状を教 えていただけたらと思います。

○松並都市政策課長

光スポーツ公園のアスレチック遊具につきましては、老朽化が著しいことから、ことし3月、特に鎖にぶら下がっているものですとか、回転する部材があるようなものなどの状況から一部撤去をいたしまして、使用禁止の措置をしているところでございます。

現在、現地にいくつかの遊具が設置したままでございますが、木製ということと、年 月も経過いたしまして老朽化が激しいので、これをそのまま再利用して使うのは、相当 難しいと考えているところでございます。

以上でございます。

○田中委員

今、再利用をしながら使うのは難しいというお話もあったんですが、結局このアスレチック遊具自体を今後どうされるおつもりなのか、お聞かせいただけたらと思います。

○松並都市政策課長

現在設置しております残りの遊具につきまして、どうするのかというものを現時点で 決まったものはございませんが、多くの人が集まる場所ですので、有効的な活用ができ るように検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○田中委員

わかりました。安全対策が一番ですので、そのあたりはしっかり見ていただいているので安心する部分ですが、活用という部分では、また使い方が最近変わってきている部分もあると思いますので、その辺もしっかり見ながら、今後活用に向けて取り組んでいただけたらと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。